

# 令和4年第1回

# 定例会会議録

## 会 期

令和4年3月 7日（月）から  
令和4年3月17日（木）まで

## 会 議 日

令和4年3月 7日（月）  
令和4年3月14日（月）  
令和4年3月17日（木）

東 串 良 町 議 会

## 令和4年第1回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 令和4年3月7日 午前10時00分  
散 会 令和4年3月7日 午前11時26分

### 出席議員（10人）

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 小川 香織  | 2番 児玉 勇治  |
| 3番 瀬戸山 譲一 | 4番 牧原 完治  |
| 5番 西園 貞美  | 6番 泊 重巳   |
| 7番 前田 隆   | 8番 上園 ミキ  |
| 9番 宮地 利雄  | 10番 田之畑 稔 |

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

|           |          |
|-----------|----------|
| 3番 瀬戸山 譲一 | 4番 牧原 完治 |
|-----------|----------|

### 職務のため出席した者の職・氏名

|      |       |    |       |
|------|-------|----|-------|
| 事務局長 | 浜屋 啓子 | 書記 | 大園 保広 |
|------|-------|----|-------|

### 地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

|        |        |                  |         |
|--------|--------|------------------|---------|
| 町長     | 宮原 順   | 住民課長             | 田尾 勝    |
| 副町長    | 畠中 勇一郎 | 企画課長             | 中島 孝一   |
| 教育長    | 天神 康男  | 農地課長兼農業委員会事務局長   | 前田 秀一   |
| 会計管理者  | 有嶋 義昭  | 管理課長兼学校給食共同調理場所長 | 中小野田 輝幸 |
| 総務課長   | 江口 勝志  | 社会教育課長           | 吉留 潤一郎  |
| 農林水産課長 | 瀬戸山 雅樹 | 総務課長補佐           | 上野 史生   |
| 福祉課長   | 吉永 広史  |                  |         |
| 税務課長   | 東水流 勝  |                  |         |
| 建設課長   | 宮地 利行  |                  |         |

|          |          |
|----------|----------|
| 議事日程     | 別紙のとおり   |
| 会議に付した事件 | 議事日程のとおり |
| 会議の経過    | 別紙のとおり   |

## 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 陳情第11号 柏原小学校正門に通じる柏原橋交差点カーブ道路の拡幅改修に関する陳情書の取下げの件
- 日程第 5 発議第 1号 東串良町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 発議第 2号 東串良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 7 発議第 3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 9 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度東串良町一般会計補正予算（第10号））
- 日程第 10 議案第 3号 東串良町総合振興計画の策定について
- 日程第 11 議案第 4号 東串良町円山公園周辺施設条例の制定について
- 日程第 12 議案第 5号 東串良町消防団の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 6号 東串良町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 8号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 9号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第10号 東串良町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第11号 東串良町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第13号 東串良町公営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第14号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第 22 議案第15号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 日程第 23 議案第16号 令和 3 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 24 議案第17号 令和 3 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 25 議案第18号 令和 3 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 26 議案第19号 令和 4 年度東串良町一般会計予算
- 日程第 27 議案第20号 令和 4 年度東串良町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 28 議案第21号 令和 4 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算
- 日程第 29 議案第22号 令和 4 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算
- 日程第 30 議案第23号 令和 4 年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 31 議案第24号 令和 4 年度東串良町水道事業会計予算

## 会 議 の 経 過

開 会 午前 10 時 00 分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和 4 年第 1 回東串良町議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、3 番 瀬戸山譲一議員及び  
4 番 牧原完治議員を指名します。

~~~~~

### ◆ 日程第 2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第 2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 17 日までの 11 日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 3 月 17 日までの 11 日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります案のとおりです  
ので、御了承願います。

~~~~~

### ◆ 日程第 3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第 3 諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情の 2 件は、お手元に配りました陳情書の写しのとおり、教育産業常任委員会に付託しましたので、報告します。

また、議長及び町長の報告については、お手元に印刷して配付してありますので、

報告を省略します。

次に、委員会の閉会中の所管事務調査について報告を求めます。

広報広聴常任委員会委員長 瀬戸山譲一議員。

3 番 瀬戸山議員。

### 3 番（瀬戸山）

広報広聴常任委員会の諸般の報告をさせていただきます。報告者は瀬戸山です。よろしくをお願いします。

広報広聴常任委員会では、当議会で実施する「みんなで語る会」の企画及び運営を検討するため、令和4年1月28日、錦江町議会が実施している議会報告会の運営方法について、錦江町議会の協力の下、オンライン会議で調査を実施しました。錦江町議会の議会報告会の詳細については、お手元に配付している委員会調査報告書の調査の概要に記載しておりますので、御参照ください。

今回の調査を踏まえ、当議会が実施している「みんなで語る会」計画への提案として、錦江町議会が実施している議会報告会のスタイルを参考にしながら、次の事項を委員会として取りまとめましたので報告します。

①開催時期は、農業の閑散期を考慮し、6月末にします。

②開催時間は、午後7時からとし、これまで意見交換会に参加したことがない町民の参加を促したいと思います。また、時間配分は90分程度を目安とし、最長でも2時間で終了するものとします。

③班編成を行い、総務民生常任委員会と教育産業常任委員会の2班とします。このことにより、2班体制で4日間8地区で開催し、町民からより多くの意見を聴取します。

④議員の役割分担は、代表者の挨拶を正副議長、司会進行を各委員長、閉会の挨拶を年長議員とします。

⑤会次第では、議員紹介を割愛し、これまでの委員会報告は活動報告に変更します。この活動報告では、新年度予算や6月議会の内容の中で重要なポイントを絞り、町民に予算や事業のあらまし等を説明します。活動報告の内容は、広報広聴常任委員会でピックアップして作成します。また、特別委員会の顕著な活動も報告します。

⑥報告書の提出はこれまでどおり全議員で行うものとします。そのため各議員は必ず記録をとるようにします。また、報告書の記入方法など提出時のルールを検討します。

⑦次回の「みんなで語る会」は地区ごとで実施することから、テーマを「地域の課題」について意見交換できるようにします。

以上、報告を終わります。

### 議 長（田之畑）

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

◆ 日程第4 陳情第11号 柏原小学校正門に通じる柏原橋交差点カーブ道路の拡幅改

## 会 議 の 経 過

### 修に関する陳情書の取下げの件

議 長（田之畑）

日程第4 陳情第11号 柏原小学校正門に通じる柏原橋交差点カーブ道路の拡幅改修に関する陳情書の取下げの件を議題とします。

本陳情については、令和3年第4回定例会において、教育産業常任委員会へ付託され、閉会中の継続審査として取り扱われておりますが、お手元に配りました写しのとおり、陳情取下げ申出書が提出されました。

お諮りします。

ただいま議題となっております陳情第11号 柏原小学校正門に通じる柏原橋交差点カーブ道路の拡幅改修に関する陳情書の取下げの件を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は許可することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第5 発議第1号 東串良町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第5 発議第1号 東串良町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

牧原完治議員

4番 牧原議員。

4 番（牧 原）

ただいま議題となりました発議第1号 東串良町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての趣旨説明を行います。

災害時の発生や感染症まん延防止措置等、また育児、介護等のやむを得ない事由により委員会を開会する場所への参集が困難と判断される場合にオンラインを活用した会議を開催することを可能とし、その開催方法と傍聴の取扱い及び秘密回答について所要の改正を行うものです。よろしく御賛同のほどお願いいたします。

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。  
これから、発議第1号 東串良町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第6 発議第2号 東串良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議 長 (田之畑)

日程第6 発議第2号 東串良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。  
本案について、趣旨説明を求めます。  
牧原完治議員  
4番 牧原議員。

4 番 (牧 原)

ただいま議題となりました発議第2号 東串良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての趣旨説明を行います。  
会議時間の午前10時を午前9時に改めるため、また災害等の発生や感染症まん延



## 会 議 の 経 過

防止措置等、または育児、介護等のやむを得ない事由により委員会を開催する場所への参集が困難と判断される場合にオンラインを活用した会議の出席を可能とするための所要の改正を行うものです。よろしく御賛同のほどお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、発議第2号 東串良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第7 発議第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第7 発議第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

牧原完治議員

4 番 牧原議員。

4 番 (牧 原)

ただいま議題となりました発議第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての趣旨説明を行います。

費用弁償の支給対象となる職務を会議等に出席したときと、公務のため旅行をしたときに分けて規定を整理し、またオンライン会議システムにより会議に出席した場合は費用弁償を支給しないことについて所要の改正を行うものです。よろしく御賛同のほどお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、発議第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第8 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第 8 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題とします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

東串良町岩弘 1 2 8 0 番地 1、櫛下昭男さんを固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案理由は、固定資産評価審査委員会委員の任期満了によるものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

したがって、本件は同意することに決定されました。

~~~~~

### ◆ 日程第9 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度東串良町一般会計補正予算（第10号））

議 長（田之畑）

日程第9 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度東串良町一般会計補正予算（第10号））を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

令和3年度東串良町一般会計補正予算（第10号）につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種関連事業、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、新型コロナウイルス感染症対策飲食店等協力金事業に係る補正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項により御報告し、承認を求めるものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度東串良町一般会計補正予算（第10号））を採決します。

お諮りします。

## 会 議 の 経 過

本件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

- ~~~~~
- ◆ 日程第 1 0 議案第 3 号 東串良町総合振興計画の策定について
  - ◆ 日程第 1 1 議案第 4 号 東串良町円山公園周辺施設条例の制定について
  - ◆ 日程第 1 2 議案第 5 号 東串良町消防団の設置等に関する条例の制定について
  - ◆ 日程第 1 3 議案第 6 号 東串良町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定について
  - ◆ 日程第 1 4 議案第 7 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - ◆ 日程第 1 5 議案第 8 号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - ◆ 日程第 1 6 議案第 9 号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - ◆ 日程第 1 7 議案第 1 0 号 東串良町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - ◆ 日程第 1 8 議案第 1 1 号 東串良町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - ◆ 日程第 1 9 議案第 1 2 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - ◆ 日程第 2 0 議案第 1 3 号 東串良町公営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第 1 0 議案第 3 号 東串良町総合振興計画の策定についてから 日 程 第 2 0 議案第 1 3 号 東串良町公営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてまでの 1 1 件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

それでは、ただいま議題となりました議案第 3 号から議案第 1 3 号までを御説明申

し上げます。

議案第3号 東串良町総合振興計画の策定について、御説明申し上げます。

総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、令和4年度を初年度とし、令和13年度を目標年度とする東串良町総合振興計画案を別紙のとおり策定しましたので、東串良町議会の議決すべき事項を定める条例本則第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第4号 東串良町円山公園周辺施設条例の制定について、御説明申し上げます。

円山公園周辺に宿泊施設の施設や健全なレクリエーションの場を提供し、町内外の人々の交流及び健康の増進に資することを目的とした円山公園周辺施設ドームハウスを設置するに当たり、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第5号 東串良町消防団の設置等に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

消防組織法第18条第1項の規定に基づき消防団の設置、名称及び区域について定める条例を制定するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第6号 東串良町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

消防庁長官通知により非常勤消防団員の報酬等の基準等が示されたことに伴い、消防組織法第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、条例を制定するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

人事院の給与勧告に基づき、国が期末手当の支給割合について見直しを行ったことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第8号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

人事院の給与勧告に基づき、国が期末手当の支給割合について見直しを行ったことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第9号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

人事院の給与勧告に基づき、国が期末手当の支給割合について見直しを行ったことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第10号 東串良町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

人事院の給与勧告に基づき、国が期末手当の支給割合について見直しを行ったことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第11号 東串良町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

## 会 議 の 経 過

人事院の給与勧告に基づき、国が期末手当の支給割合について見直しを行ったことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

育児休業・介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

最後に、議案第13号 東串良町公営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

東串良町公営住宅条例にある延滞金は、私法的性質を有する債権であるため、条例の一部を改正するものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

- ~~~~~
- ◆ 日程第21 議案第14号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第11号）
  - ◆ 日程第22 議案第15号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
  - ◆ 日程第23 議案第16号 令和3年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）
  - ◆ 日程第24 議案第17号 令和3年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
  - ◆ 日程第25 議案第18号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議 長（田之畑）

日程第21 議案第14号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第11号）から日程第25 議案第18号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの5件を一括議題といたします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました、議案第14号から議案第18号までを御説明申し上げます。

議案第14号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第11号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,320万8,000円を減額し、

歳入歳出それぞれ67億5,496万1,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるところでございます。

次に、債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」によるところでございます。

また、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第15号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,385万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億1,539万1,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第16号 令和3年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,720万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9億1,178万4,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第17号 令和3年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ244万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ417万5,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

最後に、議案第18号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億699万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

◆ 日程第26 議案第19号 令和4年度東串良町一般会計予算



## 会 議 の 経 過

- ◆ 日程第 27 議案第 20 号 令和 4 年度東串良町国民健康保険特別会計予算
- ◆ 日程第 28 議案第 21 号 令和 4 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算
- ◆ 日程第 29 議案第 22 号 令和 4 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算
- ◆ 日程第 30 議案第 23 号 令和 4 年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
- ◆ 日程第 31 議案第 24 号 令和 4 年度東串良町水道事業会計予算

議 長（田之畑）

日程第 26 議案第 19 号 令和 4 年度東串良町一般会計予算から日程第 31 議案第 24 号 令和 4 年度東串良町水道事業会計予算までの 6 件を一括議題とします。

まず、町長に施政方針の説明を求め、引き続き各件について提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

令和 4 年第 1 回東串良町議会定例会の開催にあたり、令和 4 年度の私の施政方針を述べさせていただき、議員各位並びに町民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、現在、療養中の方々にお見舞い申し上げます。

また、医療関係従事者をはじめ、各方面で新型コロナウイルス感染症に立ち向かう方々に敬意を表します。

既に、3 回目のワクチン接種が始まっております。福祉課を中心にスムーズな運営が行えるよう万全を尽くす所存でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の陽性者等に対する支援につきましては、保健所の協力を得ながら必要な支援を適宜適切に実施してまいります。

さて、私が町政の重責を担わせていただき、二期目も半分が過ぎました。これまで、さまざまな分野におきまして議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力により町政発展のために託された責務を果たすことが出来たものと深く感謝いたしております。

令和 4 年度におきましても、「笑顔あふれるまちづくり」をスローガンに掲げ、町民の皆様の幸せのために、「こどもに夢を」・「若者にロマンを」・「お年寄りに愛を」を重点項目として職員にも町政の各施策において一歩前へ進む行動力を働きかけ、町民サービス向上のため全力で取り組むよう指示しております。

今年は、東串良町町制施行 90 周年の記念の年でございます。11 月には記念式典・記念講演会の開催を予定しております。

また、記念事業の一環としまして、5 月には「NHK のど自慢」が本町の総合体育館にて開催されます。議員の皆様はもちろんのこと、町民の皆様と一体となって町の活性化に繋げてまいる所存でございます。

私自身が、就任当初から行っておりますトップセールスは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い行っておりませんが、全国的に収束いたしましたら今までも増して精力的に行い、東串良町の魅力発信源となるよう努め、町のさらなる活性化につなげるため実効性のある効果的な施策を年次的に着実に実施できるように取り組んでまいりたいと思っております。

なお、財政につきましては、国の令和４年度地方財政対策の概要において、地方交付税の３．５％増、臨時財政対策債の６７．５％減となっております。具体的には、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、各種重要課題に取り組めるよう地方交付税を増額し、地方財源不足の縮小及び折半対象財源不足の解消のため、臨時財政対策債を抑制するとされております。

こうした中ではございますが、直面する本町の諸課題に積極的に取り組みながら安定的な財政運営の指標となる「財政健全化判断比率」等に留意しつつ、収支の均衡を保ち、住民のニーズにできる限り対応し、「東串良に住んで良かった」と思われるよう各施策を進めてまいります。

まず、はじめに消防・防災対策でございますが、防災対策施設及び役場庁舎に関する防災機能強化の整備を予定しております。

また、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業において消防分団に小型動力ポンプ２機及び川西地区にＦＲＰ防火水槽１基の整備を予定しております。

ＤＸの推進については、住民サービスの充実、事務効率化において住民・行政方の目線から社会全体の活性化に資するためにコンビニ納付など総合的なＤＸに取り組めます。

人口減少対策につきましては、以前より定住促進住宅用地貸付事業を推進してまいりました。現在、池之原の第５次定住貸付地の全４６区画及び柏原のマリンビレッジ定住貸付地２区画の全ての区画が契約済みとなっております。住宅の建設も進んでおり着実に町外からの移住定住が図られております。本町の魅力や充実した移住促進事業補助金制度等を町内外へ広く情報発信し、引き続き移住定住人口の確保に努めてまいります。更には、民間資金を活用した集合住宅の建設に対する支援策により、実績として３か所で集合住宅の建設が完了しておりますので、更なる制度の周知を図り、住宅不足の解消と定住促進に向けて取り組んでまいります。

空き家対策につきましては、空き家等に関する対策を定める「東串良町空き家等対策計画」を基礎とし、空き家バンクへの登録を推進するとともに空き家改修補助金制度を活用しながら適切な管理や利活用の促進に努めてまいります。

次に商工業の振興につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付事業の一環としまして、昨年度、本町では初めてとなる１０割増しのプレミアム付き商品券発行事業を実施し、購買力の流出防止や地元商店の売上向上に向けた取り組みがなされ好評を博しました。令和４年度も昨年度同様に臨時交付金の上限額が示されております。国からの交付金に関する説明等を受けましてからプレミアム付き商品券発行事業について補正予算での対応を検討してまいります。

また、商工会が会員へ実施する指導や研修により、経営の効率化などを通じて利益の向上を図るための施策として商工振興事業補助金交付事業も併せて実施いたします。

次に観光事業につきましては、柏原海岸のルーピン、唐仁古墳群や志布志石油備蓄基地、本町独特の自然景観等を活用し、周辺市町との連携による広域観光を更に推進してまいります。特に、唐仁古墳群という本町の貴重な文化財資源を観光面でも有効に活用するために観光スポットとなる環境整備を進めてまいります。

また、柏原海岸や松林の景観対策として、海岸清掃と円山公園・ふれあいの森の松林内清掃作業等を昨年度に引き続き実施し、更には、円山公園管理センター（愛称：MARU MARINE）を拠点にイベントの計画・開催や観光情報の発信に努め、町内外の方々が集い楽しめる空間となるよう公園等の機能充実を図ってまいります。

更には、近年利用者が増加傾向にあるふれあいの森キャンプ場近くの町有林内に、昨年度に引き続き松露をイメージした宿泊用ドームハウス2棟を整備いたします。

また、コロナ収束後を見据えての経済対策の一環としまして、まずは、スポーツツーリズムや黒毛和牛等消費拡大のための肉ツーリズムの開催を目指してまいります。一方、これまでの物見遊山的観光から着地型観光へのニーズが高まってきております。株式会社おおすみ観光みらい会議と連携を図り、ツーリズム協議会の会員による県内外からの修学旅行生受入れの支援や本町民泊受入体制の強化・農家民宿支援等全面的な協力を行い、着地型旅行の受け入れを推進してまいります。町外から来町される方々への配慮といたしまして、昨年度に引き続き案内板の整備を進めてまいります。

ふるさと納税につきましては、歳入確保の重要項目として位置づけております。また、官民・民民間の連携により返礼品の充実を図り、単に寄附額を増やすだけでなく、町のPRの機会ととらえ引き続き実施してまいります。

姉妹友好都市の提携につきましては、コロナ禍において行動が制限されている状況が続いておりますが、機会をとらえ観光資源あるいは歴史的に共通するもの等をきっかけとして幅広い分野での交流の基盤構築実現に向けて引き続き邁進してまいります。

次に、農業の振興でございますが、農家の高齢化や人口減少に伴う担い手不足という構造的問題の解決に向け、生産性の向上に繋がるスマート農業の一層の推進と新規就農者確保対策を進めてまいります。

また、次の世代に「持続可能な農業」を繋いでいくため、二酸化炭素排出抑制を中心とした環境負荷の少ない農業への転換を進めてまいります。

施設園芸につきましては、資材価格の高騰や販売価格の騰落により経営が不安定になっております。まずは、生産性の向上を図るため、ハウス内環境制御技術や自動収穫ロボットなどの「スマート農業技術」を積極的に取り入れ、収益を確保できる態勢を取っていきたいと考えております。

畜産につきましては、肉用牛定休型ヘルパー組合を本格的に稼働させ、肉用牛農家の労力軽減を図り、ゆとりある畜産経営を目指し、持続可能な組織の確立に向けて、関係機関と連携を図りながら支援に努めてまいります。また、令和3年度においても、全国各地で豚熱や高病原性鳥インフルエンザの蔓延が確認されましたが、各種対策により、本町への侵入を防止することができました。令和4年度においても引き続き万全の対策を講じてまいります。さらに、今年10月には全国和牛能力共進会鹿児島大会が開催予定です。すでに出品候補となる牛の導入を行っており、今後、重点的な指導の強化を行

い、1頭でも多く出品できるように努めてまいります。

水田営農につきましては、品質保持のための水稻航空防除事業を継続して実施いたしますが農薬による環境負荷の低減と作業効率の向上を図るためドローンによる散布も検討してまいります。また「水田活用の直接支払交付金」等を活用し「加工用米」等の推進を図るとともにWCS用稲の作付けを推進し、経営の安定に繋げてまいります。

畑作における、さつまいも栽培につきましては、平成30年産から発生した基腐病を始めとする各種病害について、関係機関と連携を図りながら対策に努めてまいります。

露地野菜の振興につきましては、農業法人を中心とした農地の集積・拡大もある程度上限に達しており、今後は水田を活用した高収益作物の栽培を推進し、収益力向上に寄与してまいりたいと考えております。

保安林保護につきましては、松くい虫の特別防除を引き続き実施するとともに、鳥獣被害対策においても、鳥獣被害対策協議会、また、令和2年度に発足した住民参加による鳥獣ハンターとも連携を図りながら、農作物等への被害防止・軽減に努めてまいります。

水産業につきましては、つくり育てる漁業の取組としてヒラメ・マダイの放流を引き続き支援し、東串良漁業協同組合が導入した急速冷凍施設等の活用を図り、魚類の販売促進を計画的に推進してまいります。

波見港周辺に放置されている船舶等につきましては、関係機関と連携を図り、継続的に放置艇の解消を図る指導を行ってまいります。

将来性のある第一次産業支援につきましては、農業・漁業の安定した経営維持支援・新規参入者促進を図り、農業・漁業の発展に努めてまいります。

次に土地改良事業の推進でございますが、農地中間管理機構等を利用した農地の貸し借りを推進することにより、担い手への農地の集積・集約化を促進し、水田の大区画化・汎用化等の農地整備や農業水利施設・農道・用排水路を整備し、農地利用の最適化に取り組んでまいります。

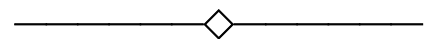
農道整備につきましては、県単独農業農村活性化推進施設等整備事業や農地耕作条件改善事業等を活用し計画的に整備を実施してまいります。

また、基盤整備につきましては、現在、工事を実施している経営体育成基盤整備事業岩弘地区のほ場整備を計画的に進め、農地集積や道路の拡幅、用水のパイプライン化により農作業の効率化・農業生産性の向上を図ります。

議 長（田之畑）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時48分



再 開 午前11時01分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。  
施政方針を続けてください。

町 長（宮 原）

休憩前に引き続き、説明させていただきたいと思います。

次に土木事業の推進でございますが、国・県の財政事情等、引き続き非常に厳しい現状ではありますが、地域指定等による有利な財源確保に努め、住民の皆様方の要望等にも十分配慮しながら計画的に進めてまいります。

まず、国管轄の国道・河川に関しましては、国土交通省大隅河川国道事務所と協力連携を図りながら計画的改修を推進いたします。

県管轄道路の国道448号の道路整備につきましては、令和3年度から事業化され、地域の交通の安全確保、また、活性化を図るため、今後も早期完工に向け、引き続き県へ要望してまいります。

また、東九州自動車道の野方インターへのアクセス道路としての県道黒石串良線の整備促進につきましても、大崎町とも連携をしながら、早期整備を継続して県に要望し、地域経済の活性化に繋がるよう努力いたします。

町道改修につきましては、継続路線としまして、豊栄馬越線、大塚古市線の2路線と新規路線としまして池之原大隅線の拡幅・改良工事を実施し、住民の安心安全を確保する道路網の整備を図ってまいります。

また、東串良町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、2橋の修繕を実施いたします。

県管轄の河川関係につきましては、塩入川改修を進めておりますが、堤防工事が計画的に進むよう、事業早期完工に向け、引き続き県へ強く要望してまいります。

公営住宅関係につきましては、東串良町公営住宅等長寿命化計画に基づき、修繕を実施いたします。

次に水道事業につきましては、事業運営の効率化と健全化を図り、計画的な事業を行ってまいります。本年度は昨年に引き続き中央地区の新規水源開発として、令和5年度の運用開始に向け第2水源地整備工事を行い、緊急時に対処できる施設の構築へ向け取り組んでまいります。

次に福祉行政でございますが、長期化するコロナ禍の中にあっても、町民の方々が健康で安心して暮せる環境づくりを推進し、保健・福祉サービスの充実に努めてまいります。

高齢者福祉対策につきましては「高齢者地域支え合いグループポイント事業」等により元気で生きがいの持てる環境づくりなど、地域で高齢者が安心して暮らせる体制づくりに努めてまいります。

また、高齢者福祉センターは、施設の適切な維持管理に努めながら、高齢者の閉じこもり防止、認知症予防、健康維持増進のための憩いの場として、活用を図ってまいります。

さらに、「敬老年金給付」をはじめとする高齢者支援事業や町の単独事業として実施している「紙おむつ給付事業」も引き続き実施いたします。

障がい者福祉対策につきましては、関係機関と連携を図り、相談業務や情報提供及び福祉サービスの給付など必要な支援に努めてまいります。

児童福祉対策につきましては、出生祝金を支給する「赤ちゃんすこやか支援事業」の拡充や「副食費等の補助」「新生児のオムツ購入費補助」の継続など、子育て世帯の経済的負担を軽減し、出生率の向上にもつながるよう努めてまいります。

また、「子育て世代包括支援センター」では、母子手帳交付から18歳まで必要な支援を継続的に実施し、新生児・産婦訪問事業や乳児全戸訪問事業、子育て相談などと合わせ、子育てサポートの充実を図ります。

保育事業については、保育を必要とする全ての家庭が利用できる体制づくりに努めます。

生活困窮者支援対策につきましては、「大隅くらし・しごとサポートセンター」や「社会福祉協議会」などと連携し、包括的な支援に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う国の低所得者対策などにつきましても、円滑に進めてまいります。

保健衛生事業につきましては、各種がん検診をはじめ、特定健診および特定保健指導などを推進し、「生活習慣病重症化予防」に積極的に取り組みながら、町民一人ひとりが主体的に、健康管理ができるよう保健事業等の充実を図ってまいります。

また、乳幼児から高校3年生までの「医療費の全額助成」についても継続し、子育て世代のサポートや子ども達の早期受診による疾病の重症化予防に取り組みます。

さらに、乳幼児の健診や保健指導、妊産婦の定期健診、不妊治療の助成に加え、出産後の心身の安定と育児不安の解消を図るため、産後ケア事業や母子健康相談も引き続き実施します。

次に、新型コロナウイルス感染症対策のワクチン接種につきましては、3回目接種を円滑に進められるよう関係機関との連携を図りながら、適切に対応してまいります。

他の予防接種助成事業につきましては、乳幼児の定期予防接種のほか成人用肺炎球菌も助成を延長します。

また、成人男性の風しんは、対象となる約350名に対し、抗体検査と予防接種を無料で実施してまいります。

国民健康保険事業につきましては、加入者の高齢化や若年層の人口減少という国保の構造上の問題から、今後も厳しい財政運営が続いていくものと予想しております。

また、コロナ禍において、この2年間、医療費の伸びは抑制されているところではありますが、引き続き「医療費適正化対策事業」「特定健康診査事業」「特定保健指導事業」「国民健康保険税徴収率向上対策事業」「重複服薬者等対策事業」を着実に進め、高齢化の進展に伴う急激な医療費の伸びを少しでも抑制できるよう取り組んでまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、運営主体である「鹿児島県後期高齢者医療広域連合」と連携し、保険料の収納や窓口業務の対応を行い、制度の円滑な運営に努めてまいります。

また、昨年に続き、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を実施し、高齢者の健

康管理についても継続的に取り組んでまいります。

介護保険事業につきましては、地域包括支援センターを中心に適切なサービスの提供に努め、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

また、「ころばん体操」や「ひらめき体操」「高齢者等のサロン活動の支援」など生活支援体制整備事業の推進にも努めてまいります。

次にマイナンバーカードにつきましては、健康保険証として利用できるほか、銀行口座の登録もできる予定となっておりますので、未申請者に対し引き続き交付申請の推進を図ってまいります。

戸籍事務につきましては、戸籍法の一部を改正する法律に係る戸籍情報システムの改修を予定しております。

人権については、法務局や人権擁護委員と連携して「人権フェスティバル」を開催し、人権意識の高揚に努めてまいります。

国民年金事業につきましては、窓口や電話等による住民からの年金相談にも随時対応いたします。

環境対策につきましては、個人設置型で小型合併浄化槽を設置する方に対し補助を行います。また、単独処理浄化槽や汲み取り槽を撤去し、合併浄化槽への転換については、宅内配管工事費の補助を行います。さらに、町内の施工業者を利用される方については、町単独による加算も行います。

また、衛生対策面につきましては、ごみ排出量の縮減と容器包装リサイクルを推進し、総量縮減に努めます。また、不法投棄対策として東串良町衛生自治団体連合会と連携を図りながら巡回パトロールをしてまいります。

なお、今年度も海岸漂着物等地域対策推進事業を実施し、柏原海岸の環境美化に努めます。

次に教育の振興でございますが、東串良町の歴史と伝統を踏まえながら本町の実態に根ざして的確に課題をとらえ、児童・生徒の育成に努めてまいります。

学校教育行政の具体的施策につきましては、規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進、個々の能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進、保護者・地域社会から信頼される学校づくりの推進、生命尊重の重視、学校・家庭・地域社会が連携して子どもを育てる環境づくりを推進してまいります。

また、本年度も「郷土検定」を実施するとともに、主に英語、算数・数学の土曜講座「ひっくら塾」を実施し、児童生徒の学力向上に努めてまいります。

次に、学校における子どもの安心安全を図るため、登下校時の児童生徒の巡回パトロールや小中同時の防災訓練や小中一貫教育体制の強化、池之原小学校正門側法面工事、中学校校舎トイレ改修工事の整備など、快適な環境整備事業などに取り組んでまいります。

児童生徒の指導につきましては、「あいさつとありがとう・静かに聴く・自分で考える」を一事徹底事項として、児童生徒への定着を図っております。不登校、不登校傾向の児童生徒については、一人一人の実態を踏まえたスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の配置や児童相談所と連携し、総合的な相談体制の充実に取り組ん

でまいります。

昨年度導入した一人1台タブレットにつきましては、各学校におけるさらなる推進のため、活用研修の充実や、フィルタリングソフトの導入による持ち帰りの実施などを進めてまいります。

また、校務支援システムの導入による学校職員の業務改善にも取り組んでまいります。

学校給食事業につきましては、地産地消の食材活用を視野に入れ、バランスの取れた献立を工夫するとともに、調理業務委託業者と、徹底した衛生管理を行い、安心安全な学校給食を提供できるよう努めてまいります。

また、給食費補助事業を継続し、保護者負担の軽減を図り、子育てのしやすい教育環境整備の一助といたします。

青少年教育につきましては、関係機関と連携を密にしながら、地域社会でのボランティア活動や自然体験活動の推進並びに家庭教育の機能充実を図り、ふるさとに誇りと愛着を持ち、個性豊かで心身共にたくましい青少年の育成に努めてまいります。

図書事業につきましては、読書になれ親しむ環境づくりを目指して、大隅広域図書館ネットワーク協議会加盟市町と連携し、引き続き地域住民の多様なニーズに対応する図書業務の運営に努めてまいります。

文化財事業につきましては、唐仁古墳群保存活用検討委員会を実施し、委員に適切な保存・活用方法並びに発掘調査方法について意見を伺いながら、調査研究並びに保存整備を進めてまいります。

芸術文化活動につきましては、町民の芸術・文化に触れる機会を増やすことにより、芸術文化に対する意識の高揚に繋がるよう積極的に関係団体等を支援してまいります。

社会体育の振興につきましては、スポーツ推進委員の資質向上を図ることにより、指導体制を整備し、体育協会との連携やスポーツ大会等への助成によりスポーツ団体の育成を図ります。

また、施設の整備・充実を図るとともに、利用者の安全を確保しつつ、スポーツに親しみやすい環境づくりに努めてまいります。

おわりになりますが、以上、令和4年度における町政運営にあたって述べてまいりました。

各施策の執行につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に特に留意しつつ、財源の確保に努めながら、費用対効果を重視し、適正かつ有効な住民サービスを提供したいと考えております。

私の信条は「笑顔あふれるまちづくり」です。町民主体の活力に満ちた町政にしたいと思っておりますので、議員各位の皆様をはじめ、町民の皆様方の深い御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

続きまして、令和4年度当初予算について御説明申し上げます。

初めに、議案第19号 令和4年度東串良町一般会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60億8,600万円とし、対前年度比



で13.59%の増となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

次に、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるところでございます。

次に、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるところでございます。

また、地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は4億5,000万円と定めたところでございます。

最後に、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第5条によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第20号 令和4年度東串良町国民健康保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億3,512万4,000円といたしました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

次に、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めたところでございます。

また、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第3条によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第21号 令和4年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億6,000万円といたしました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

次に、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるところでございます。

次に、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めたところでございます。

また、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第4条によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第22号 令和4年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ442万2,000円といたしました。

## 会 議 の 経 過

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第23号 令和4年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億567万6,000円といたしました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

最後に、議案第24号 令和4年度東串良町水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

業務の予定量は本予算の第2条によるところでございます。

次に、収益的収入及び支出の予算額は、本予算第3条によるところでございます。

次に、資本的収入及び支出の予定額は、本予算第4条によるところでございます。

次に、一時借入金の限度額は5,000万円と定めたところでございます。

次に、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算第6条によるところでございます。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、本予算第7条によるところでございます。

また、水道事業に助成するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,880万円と定めたところでございます。

さらに、棚卸資産の購入限度額は1,000万円と定めたところでございます。

御審議くださるようお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、3月14日午前10時より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散 会            午前11時26分

## 令和4年第1回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 令和4年3月14日 午前10時10分  
散 会 令和4年3月14日 午後 2時48分

### 出席議員（10人）

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 小川 香織  | 2番 児玉 勇治  |
| 3番 瀬戸山 譲一 | 4番 牧原 完治  |
| 5番 西園 貞美  | 6番 泊 重巳   |
| 7番 前田 隆   | 8番 上園 ミキ  |
| 9番 宮地 利雄  | 10番 田之畑 稔 |

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

|           |          |
|-----------|----------|
| 3番 瀬戸山 譲一 | 4番 牧原 完治 |
|-----------|----------|

### 職務のため出席した者の職・氏名

|      |       |    |       |
|------|-------|----|-------|
| 事務局長 | 浜屋 啓子 | 書記 | 大園 保広 |
|------|-------|----|-------|

### 地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

|        |        |                  |         |
|--------|--------|------------------|---------|
| 町長     | 宮原 順   | 住民課長             | 田尾 勝    |
| 副町長    | 畠中 勇一郎 | 企画課長             | 中島 孝一   |
| 教育長    | 天神 康男  | 農地課長兼農業委員会事務局長   | 前田 秀一   |
| 会計管理者  | 有嶋 義昭  | 管理課長兼学校給食共同調理場所長 | 中小野田 輝幸 |
| 総務課長   | 江口 勝志  | 社会教育課長           | 吉留 潤一郎  |
| 農林水産課長 | 瀬戸山 雅樹 | 総務課長補佐           | 上野 史生   |
| 福祉課長   | 吉永 広史  |                  |         |
| 税務課長   | 東水流 勝  |                  |         |
| 建設課長   | 宮地 利行  |                  |         |

|          |          |
|----------|----------|
| 議事日程     | 別紙のとおり   |
| 会議に付した事件 | 議事日程のとおり |
| 一般質問の目次  | 別紙のとおり   |
| 会議の経過    | 別紙のとおり   |

## 議 事 日 程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第14号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第 3 議案第15号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 4 議案第16号 令和3年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 5 議案第17号 令和3年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第18号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

## 一般質問の目次

| 質 問 者   | 質 問 事 項                                      | 掲載ページ  |
|---------|----------------------------------------------|--------|
| 宮 地 利 雄 | 1. 今後のふるさと納税事業について                           | p. 1～  |
|         | 2. 柏原地域の振興策について                              | p. 2～  |
| 西 園 貞 美 | 1. 災害時の緊急警報について                              | p. 4～  |
|         | 2. 東串良選果場新築工事について                            | p. 5～  |
| 小 川 香 織 | 1. 新型コロナウイルス感染症対策のワクチン接種及びその他の予防接種事業について     | p. 8～  |
|         | 2. 商工業の振興における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付事業について | p. 12～ |
|         | 3. 水産業について                                   | p. 15～ |
|         | 4. 防災対策について                                  | p. 17～ |
|         | 5. 障がい福祉計画・障害福祉児童計画について                      | p. 19～ |
| 瀬戸山 譲一  | 1. 東串良町過疎地域持続的発展計画(令和3年度～7年度)について            | p. 25～ |
|         | 2. 町長のSNSへの取り組みについて                          | p. 29～ |
|         | 3. SDGsについて                                  | p. 33～ |
|         | 4. 危機管理について                                  | p. 35～ |
| 泊 重 巳   | 1. 令和4年度施政方針について                             | p. 38～ |
|         | 2. 公共施設の整備について                               | p. 44～ |
|         | 3. 小中学校のいじめ、不登校状況について                        | p. 46～ |
|         | 4. タブレットの使用について                              | p. 47～ |
| 児 玉 勇 治 | 1. コロナ対策について                                 | p. 49～ |
|         | 2. 観光事業について                                  | p. 52～ |

## 会 議 の 経 過

開 会 午前10時10分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。  
直ちに議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第1 一般質問

議 長（田之畑）

日程第1 一般質問を行います。  
順番に発言を許します。9番 宮地利雄議員。  
9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

おはようございます。くじの順で、今回私が最初の質問になりますが、通告文を読み上げる形で質問しますので、端的に答弁をお願いいたします。2点を取り上げました。

最初は、今後のふるさと納税の事業についてであります。

御承知のように町長の施政方針の5ページにふるさと納税についての取り組む姿勢が書いてあるんですけども、僅か3行ですよ。だからもちろんこれが本町の一般財源にとって非常に重要な金額的にも億単位の財源ということになるわけですので、これをどう増やすかということは非常に重要な問題であります。端的に申しますと、やはり一つの大きな特色を持った取組が必要だと思うんですね。例えば隣の大崎町の町会議員に話を聞くと、あそこは相当なふるさと納税の寄附が寄るわけですけども、やはり町がごみを燃やさないという点では、全国的に非常に有名になっておりまして、だからこそ全国からこのふるさと納税についても納税があるというふうに聞いております。本町は僅かな行数でしか取り組む内容がありませんけれども、少しイメージを膨らませるためにもどのような取組を今後されるつもりなのか、まずはそこをお聞きいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。お答えします。

ふるさと納税寄附金につきましては、本年度初めて10億円を突破いたしました。全国の皆様が本町の特産品でもある返礼品に目を向けていただいているあかしだと思っております。町税等の歳入額が伸び悩んでいる中、ふるさと納税寄附金で町の自主財源確保が図れたことは大変ありがたいところであります。そして感謝いたしております。ふるさと納税事業の実施によりまして、町内返礼品事業者の皆様への経済効果のみなら

ずふるさと納税寄附金を財源としたふるさと納税活用事業を展開し、町民の皆様方のために様々な形で還元できていることは大変本当に喜ばしいことであります。今後におきましても引き続き、町と返礼品事業者が常に連携を図るとともに、事業者間同士、お互いに協力し合って返礼品のセットメニューの商品開発に取り組んでいただければ、さらに魅力ある商品を全国の寄附者の皆様にお届けすることができ、町内産特産品のPRになると思います。最終的にはふるさと納税だけではなく、日頃からのリピーターとして本町の特産品のファンになっていただければ、さらなる経済波及効果の拡大が図れるものと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9 番 宮地議員。

9 番（宮 地）

ぜひ、特に返礼品について、リピーターが生じるような具体的な取組を強めていただきたいと思います。

2番目です。柏原地域の振興策についてであります。

池之原の方面は、町の努力もあって一定の人口増も図られてきておるわけです。そのことによってどうも本町の過疎債が危ぶまれるんじゃないかというような話も一時ありましたけれども、しかし柏原のほうはなかなか人口増というふうにはいかないわけですが、この柏原地域の振興策について、私は町民を含めた何らかの研究協議をする組織が必要ではないかというふうに思うわけです。町長も御承知のように、議員の控室の後ろ壁になぎさ海浜等の利用による柏原海岸活性化整備事業図というのが貼ってありますよね。多分あれは石油備蓄基地が建設された直後だったのでしょうか。ヨットハーバーを含めて物すごい柏原の海岸を多くの観光客も来れるような施設が並んでおります。しかし、一つは、これまでも議会でも議論されてきましたが、保安林との関係、それから国定公園であるという、その関係、そして漁業権との関係ですね。こういう様々な問題が絡んで、簡単にあそこをいろいろ手をつけるということは一定の難しさがあるということは私も承知いたしております。ですからこそ、専門家を含めた私はこの通告書の中では、（仮称）柏原地域振興計画協議会などを専門家を含めて立ち上げて、意見を出し合うと。もちろんMARUMARINEの地域おこし協力隊の皆さんも含めて、何回か議論を進めるということが必要だと思うんですね。特に先ほど言いました整備構想図には、海釣り公園というものもありますし、やはり親子連れで子供たちも釣りに来れるという場所もぜひつくったらどうかと思うんです。それから海のレジャーという点では何と言っても海水浴場があるかどうかという、だからこの辺も本町の海にふさわしい海水浴場が必要ではないかというふうに思うんですね。錦江湾のほうでは、あれはブイをつないで、その下に網を敷いて、そこから沖のほうにお客が行かないような状態で、海水浴場を設置しているという場所もあるようです。私はやはり専門家の意見を含めてそうした協議会が必要ではないかと、そこでじっくりと整備構想について議論すべきだというふうに思いますが、

町長の意見を求めます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今、議員おっしゃいました柏原海岸につきましては、どうしても我がまち、肝属川、高山川、串良川の流末の状況もございます。台風とか、大雨のときのあの姿を見れば驚くほどですけれども。それと台風のたびに海岸が変わってきます。浜がけもできたりとか。そういう海岸を使ったことはなかなか難しいだろうなと思っておりますけれども。取りあえず柏原地域の振興策について述べてみたいと思っております。

柏原海岸や松林など白砂青松の柏原地域の資源を生かした整備を行ってまいりましたし、今後も精力的に取り組んでいきたいと考えております。にこにこ館の集落支援員による買物支援も引き続き継続してまいります。ただいま議員からの振興会長や各種団体、議会、担当課などと幅広い（仮称）柏原地域振興計画協議会などを立ち上げ、意見を出し合う場を提供すべきではないかというお尋ねでございますが、確かに意見を出し合う場というのは必要だと私も思います。しかしながら、この意見を出し合う場を行政主導で行ったとしても継続性があるか、大きな効果が得られるかは不透明な部分もあると考えております。町では、令和元年度から令和3年度までの3年間、東串良未来研究室というものを立ち上げ、行政に頼らず、様々な業種の町民同士が語らい、町の現状や将来の夢、目標について意見交換を行っていただきました。その内容は町広報誌でも定期的に町民の皆様へ情報提供させていただいております。このように志のある町民の皆様が自主的に地域の振興策について語らうことこそが真の地域発展につながっていくのではないかと考えておりますので、町といたしましても冒頭、申し上げましたとおり、柏原の資源を活用し、環境整備を行うことで柏原はもちろん、その効果が町内一円に波及することを目指しております。

したがって、私は地域住民の皆様が地域のために、自主的に語らいの場を構築され、町が支援できる部分は協力させていただくという流れのほうが継続性のあるよりよい地域振興の取組になるのではないかと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

2番目の振興策の問題では、まだいろいろと意見もあるんですけれども、私の一般質問は以上で終わります。



議 長（田之畑）

それでは、次に、5番 西園貞美議員の発言を許します。

5番 西園議員。

5 番（西 園）

おはようございます。通告に従いまして、質問いたします。

町長の簡単明瞭な答弁を期待したいと思います。

まず、災害時の緊急警報について。

我がまちは緊急災害時に携帯電話等に警報が鳴るのか、お尋ねしたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町においては、避難指示等の情報伝達手段として、防災行政無線やテレビによる周知のほか、緊急速報メールによる周知が可能です。緊急速報メールについては、整備に関わる緊急性の高い情報を特定のエリアの対応する携帯電話に配信するもので、現在、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの4社のシステムを介して、町から避難指示等の情報を発信するようにしております。なお、緊急速報メールは、特定のエリアに配信することを目的としていますが、町境などでは、他市町の情報が携帯電話に受信される場合があります。実際、今年の1月16日に発生したトンガ諸島付近の大規模噴火に伴う津波注意報については、池之原地区で大崎町の情報が受信され、豊栄地区では東串良町と鹿屋市の二つの情報が受信されたなどの事例がございました。これは各携帯電話会社のアンテナを介して行うため、そのような事案が発生したものと考えられますが、いずれにいたしましても、携帯電話については、警報が通信されるものと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5番 西園議員。

5 番（西 園）

今、町長の回答を聞いて安心をしたんですけれども、海岸沿いは緊急警報は入らないというふうに聞いております。津波のときは、非常に心配なことだと思います。今、朝と夕方と柏原海岸にも釣り客がおって、非常ににぎわっている状況でございますけれども、その中で一人の方から1月16日のトンガ沖の地震の注意報がありましたけれども、そのときにも柏原海岸は入らなかったそうです。もう1回機会があれば点検等をしてほしいと思います。

## 会 議 の 経 過

我がまちは海拔2メートルから3メートルの地区が多い町でございまして、場所によっては緊急警報が入るところがあったり、また入らないところがあったりするので、あつてはならないことだと思っております。ここは検討して十分対策を取っていただきたいと思います。

二つ目に東串良選果場新築工事について。

新築工事の助成について、町長はどのように考えているのか、尋ねたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

ピーマン、キュウリの選果場の更新につきましては、平成28年頃からJ A鹿児島もつきの中で検討が始まり、昨年7月にはJ A鹿児島もつきの園芸部署を事務局としたプロジェクト会議が設置され、これまで町として全2回の会議に出席しております。また、先月2月21日付で東串良選果場新築工事の助成に関する陳情書が提出されており、その中で現時点での予定事業費が28億6,000万円となっており、そのうち約6億4,000万円が本町を含めた1市2町1J Aからの市町助成金となっております。J A選果場は現在町内外の生産者約200名から出荷されるピーマン、キュウリを受け入れております。ブランド産地の重要な農業インフラであることは間違いないと考えております。

町といたしましては、令和3年3月に整備した東串良町農林漁業振興支援補助金交付要綱によりまして、今般の選果場更新を対象とする2,000万円を上限とした助成を可能としております。当該規定により対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5番 西園議員。

5 番（西 園）

町内に二つのブランド品がある町はございません。我がまちだけですよね。町長もその点では鼻が高いと思います。6億4,000万円の市町にJ Aのほうから情報があつたんですけれども、今町長の答弁では2,000万円という話がありましたけれども、とてもこれではJ Aに対する誠意といえますか、そういうのが見えない状況なんですけれども、もうちょっと町長、せめて億単位で考えてはもらえませんか、どうでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

## 会 議 の 経 過

町 長（宮 原）

J Aのほうにも質問書を提出しておりますので、それをまた見て回答したいと思っております。

議 長（田之畑）

5 番 西園議員。

5 番（西 園）

本町のこの助成の動向を見て、他の市町も助成すると思うんですね。町長の決断が大事だと思うんですけども、町長思いつ切り助成したらどうでしょうか。そういうわけにはいかんですかね。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

現在、想定している2, 0 0 0万円を超える助成につきましては、J Aに出荷していないほかの生産者や農業法人、また福祉や商工などほかの分野との公平性の観点からも考えておりませんが、選果場はあくまでもJ A鹿児島きもつきという民間主体の財産でございますので、当該団体の資金力に基づき可能な範囲で整備することが原則であると考えております。国庫補助事業につきましては、強い農業づくり総合支援交付金、あるいは産地生産基盤パワーアップ事業を活用し、補助対象経費の2分の1の支援に向けて手続を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5 番 西園議員。

5 番（西 園）

町長の英断に期待したいと思います。

次に、今後のピーマン、キュウリをどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町のピーマン、キュウリにつきましては、議員今おっしゃいましたように、鹿児島

ブランドとして長年にわたり、生産、出荷されております。町においても畜産、水稻と同じく自由な作物となっております。今後の動向を考えた場合、ピーマン、キュウリはいずれも日常的に消費される食材でございますので、国内の人口減少により消費者の数は減少し、需要は減少することは予想されます。

一方で、今後急速に進む団塊世代の離農により生産者数が減少することも考えられますが、スマート農業を初めとした栽培技術の向上や経営の法人化を含めた経営面積の拡大により生産性は高まることが予想され、生産者数の減少と生産性の向上が相殺されるのではないかと考えられます。

結果といたしまして、この先、供給量は維持されながら国内の野菜需要が減少することで、価格は低下傾向になると考えております。

また、昨今資材価格が高騰し、今現在、今般のウクライナ危機により重油は肥料価格のさらなる高騰が見込まれ、生産コストは一層膨らんでまいります。JA出荷を中心とする経営面積の小さな零細農家にとりまして、今後ますます厳しい経営環境となり、農業法人など大規模な生産者が増加するものと思われれます。JA及び園芸振興会の運営におきましても社会情勢の変化に対応し、現状の有利販売を維持するためには、相当な創意工夫が必要であると考えております。都市部へ向けた積極的な新規就農支援や農業法人の加入を含めた柔軟な組織運営を求めてまいりたいと考えております。

町といたしましては、先月、連携協定を締結した収穫ロボットやあらゆる先端技術の普及により、生産力を上げることで販売単価の低下を初めとする環境変化に対応していきたいと考えております。

また同時に、ピーマン、キュウリに続く新たな作物の生産にも積極的に目を向け、今後のリスクに備えていきたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

5 番 西園議員。

5 番（西 園）

ピーマン、キュウリは本町の基幹作物でもあります。町長は以前、農業公社はつくらないということを言ってらっしゃいましたが、キュウリ、ピーマンを増やす気があれば農業公社をつくり、後継者の育成とか、Iターン・Uターンに力を入れるべきではないかと思いますが、どうでしょう。まだ公社をつくる気はないですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

農業公社の話が出ましたけれども、あらゆる今県の事業、町の事業を使いまして受けた農家に対してもあらゆる事業を使ってやっております。詳細につきましては、農林

水産課長にお答えさせます。

議 長（田之畑）

農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）

お答えいたします。

ただいま御質問いただきました公社の設立の件につきましては、当然近隣町の動向も見ながらというところがございますが、本町におきましては、今現在、技連会等がございますが、その中でも検討をさせていただいているところがございます。先進地ということで、宮崎県を見ますと、JAさんが指導する研修制度、またあるいは自力運営ができる公社等もあるようでございますので、その辺はまた調査研究をさせていただきまして、今後また実現ができるような方向性で検討をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5 番 西園議員。

5 番（西 園）

今後に期待したいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

それでは、次に、1 番 小川香織議員の発言を許します。

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

おはようございます。本日は施政方針でもお話しされた福祉、産業、防災、商業に関する5項目を質問いたします。

今、世界では多くの苦しみが解決されないまま、人々の生活から安心が奪われています。安心して住み続けるということは平和な世界を維持することが条件だと思います。排除ではなく、共存する考えを持つことが求められています。世界の平和を願い、また国内の平和を願い、安心して住み続けられる東串良を望みつつ、質問に入りたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症対策のワクチン接種及びその他の予防接種事業について質問いたします。

町長は、施政方針の中で、新型コロナウイルス感染症対策のワクチン接種について円滑に進められるよう関係機関との連携を図り、適切に対応していくと述べられています。

また、他の予防接種事業につきましても、助成事業の延長や無料実施を行うと述べられておりました。町民の健康を第一に考え、事業を進められていると考えますが、予防事業を行うに当たり、副反応や有害事象の報告にも注意すべき点ではないかと私は考えます。

そこで確認いたします。これまで本町で実施されたワクチン接種事業後に後遺症や副反応が出た方がどの程度町内にいらっしゃるのでしょうか。また、さきに述べたように、情報の把握について、当局の考えを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

ワクチン接種後に後遺症や副反応が出た方が町内にいるかということですが、情報を把握すべきとお尋ねでありますけれども、副反応につきましても、接種部位の痛みや疲労感など軽度のものからアナフィラキシーショックを引き起こす重度の副反応など多岐にわたることや医学的な専門知識も必要になることも考えられることから、町が後遺症や副反応に関わる情報を把握することは適切でないものと考えております。

また、副反応に関しましては、医療機関や製造販売事業者からの迅速な情報収集や状況の把握は国の役割となっていること、さらにワクチン接種後に体に異常があるときやワクチン接種全般に関する相談受付は県の役割となっていることなど、それぞれの立場からそれぞれの役割を果たすことが予防接種事業の推進に資するものと考えております。

ワクチン接種後に様々な健康被害が発生した際の町の役割といたしましては健康被害救済の申請受付、給付が町の役割として位置づけられております。具体的には、新型コロナワクチンの接種を受けた方が接種が原因で健康被害が生じた場合、予防接種法に基づく健康被害救済給付の申請受付、必要な調査等の実施、県を経由して厚生労働省へ書類を送付、因果関係が確認され、厚生労働省がワクチン接種による健康被害と認定したときは、医療費等に関わる給付を町が行うことになります。この健康被害救済につきましても、他の予防接種も同様の対応がされることになります。ただいま申し上げましたことは、接種券に同封する説明書に記載がありますので、ぜひお読みいただき、接種後、健康被害に該当するような方は町に相談していただきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

ワクチン接種に関する相談窓口の設置について、今当局の考えを述べられたと思いますが、今の答弁でよろしかったでしょうか。再度追加するものがございましたら、また

答弁をお願いいたします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
今申し上げたとおりでございます。

議 長（田之畑）  
1 番 小川議員。

1 番（小 川）

さきに述べられたように、町長は施政方針で関係機関との連携を図り、円滑に進められるよう図ると述べられています。現在、新型コロナウイルスに関連する情報としてはワクチン接種者数と感染者数があると思います。これらの情報を参考に町として必要な対策を講じられてきたと思います。つまり情報の収集が真に必要な事業計画につながると私は考えています。また、2022年4月から子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染を予防するワクチン接種が勧奨されます。このワクチンは、2010年から公費による助成が始まり、2013年4月より小学6年生から高校1年生を対象に積極的勧奨となりました。しかし僅か2か月半の2013年6月に有害事象の報告により勧奨の差し控えが発表され、約8年半差し控えとなった事業です。先ほど町長の答弁にもございました国の行う予防接種健康被害救済制度は市町村により給付されますが、給付内容が現状に合わない場合、本町として独自の救済支援の検討や県、国への要望を行う必要があると考えます。そのために町内で起こった相談件数や内容について、町自身が把握できるシステムが必要であると思うのです。答弁をいただいたとおり、この内容について、以前委員会のほうで管理課のほうに質問し、本町にそういった窓口を設置するのは予算、人材、いろいろな条件で困難であるというような答弁もいただきました。また今町長のほうから国、県の役割があるということもお聞きしましたが、やはりもしそういったものがあって不可能だと思うのであれば、関係機関との連携を図り、町が行える環境、条件で情報の共有化を検討する働きかけが必要になってくるのではないかと考えます。情報の把握ができない状態でどのように町民の健康を維持し、予防接種の円滑な推進が図れるというのか、この点を踏まえ、再度町長の考えを尋ねます。

議 長（田之畑）  
福祉課長。

福祉課長（吉 永）

予防接種に関する副反応等々、それからまた後遺症についての御質問をいただいたところでありますが、先ほど町長が答弁をしたとおり、国、県、町それぞれの法に基づく

役割をもって現在事業に当たっているところでございます。議員がおっしゃいますことにつきましては、理解ができないわけではありませんけれども、とにかく今、町がそういった状況の把握とか、そういうことをするのは困難であるという立場から今そういった相談を受け付ける、そういった窓口を設置していないということをぜひ御理解いただきたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

これまで本町における福祉事業には、PDCAサイクルが取られていたかと思います。情報がない場合、このPDCAサイクルに当てはめることは困難ではないかと考えます。円滑なワクチン接種を図るためにも情報の獲得は必要ではないということを今言われていらっしゃるのでしょうか。それとも今後情報取得の必要性について、町でできる方法を考え、協議していき、必要な働きかけを関係機関に行っていくと言われているのか、再度お聞きいたします。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（吉 永）

お答えいたします。

町がワクチン接種を円滑に進めるということに対しての認識がちょっと小川議員と私どもとはちょっと違っているように考えます。いかに接種を希望される方々に対してワクチンの確保、それから医療機関、そしてまた集団接種等にかかる人材の確保、そういうところをしっかりと取り組むことで希望される方々に対しての接種が円滑にいくかということを私たちには法律は求めていますので、そのような対応を町はしているということで御理解いただきたいと思います。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

確認しました。円滑な運営というものが私と行政のほうで異なるということについても確認いたしました。ただ、ワクチン接種について、今多くの方が不安を抱いております。その不安を払拭するためにもやはり行政としてできることを検討し、進めていく必要があると思います。安心して接種できる環境の構築を今後図っていただければなと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか、お尋ねします。



## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（吉 永）

今、お尋ねの件につきましては、明らかに役割は、国、もしくは県にあらうかと思えます。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

分かりました。町の役割ではないということで、次の質問に移りたいと思います。

商工業の振興における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付事業について、質問いたします。

まずプレミアム付き商品券発行事業の目的について尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

新型コロナウイルス感染拡大前の例年実施しておりました商品券発行事業につきましては、消費者の購買意欲拡大によりまして、地域経済の活性化及び町内小売事業者の振興を図ることを目的としております。しかしながら新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないことから令和2年度と3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、プレミアム率を大幅に引き上げることで個人の消費を刺激し、景気回復や雇用の拡大を図るとともに町内の小規模小売店等の雇用の維持と事業継続の支援を行うことを目的といたしました。プレミアム付き商品券発行事業を実施してきたところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

令和4年度の具体的計画があれば尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

国から令和4年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付事業の要綱やQ&Aが示されてから具体的内容を詰めていきたいと考えております。したがって、現時点におきましては、具体的計画はございません。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

現在、まだ計画のほうになされていないということで質問させていただきます。

これまで本町で行われてきたプレミアム商品券は大変好評であると私のほうも耳にします。あまびえルピノン商品券はプレミアム率が100%で購入者の購買力促進にもつながる事業であったと思います。しかし、一方で販売金額が高額で購入することができなかったという声も聞きました。1人2セットの購入条件がありましたが、2人家族で4万円分の引換券が頂けても家庭の経済状況の差で購入できる家庭と購入できない家庭が生じたのです。この話を聞き、経済格差によるサービス利用の不平等が生じたということではないかと危惧しました。新型コロナウイルス感染症における経済の落ち込みやインフレによる生活費への影響は、今後さらに深刻化すると予測されます。購入価格を抑えた商品券の発行がなされた自治体もあります。例えば曾於市、きばっど曾於市！商品券、こちらは市民一人一人に配付された商品券になっております。また、徳之島では3,000円で5,000円の飲食券を販売していました。スクラム高槻では2,000円で5,000円の商品券を発行していました。本町におきましてもこれらの問題解決に努めたプレミアム商品券の発行が今後求められるのではないかと考えます。また、本町では、連日感染報告がありますように、コロナ禍による体調調整が困難な方や行動制限により期限内に申込みが困難な住民にも配慮した申請が求められていくと思います。これらのことから今後類似する事業計画では、全ての町民が購入しやすく生活支援も兼ねた商品券の発行、特に購入金額、申請方法、期間についても検討される必要があると思いますが、町長の考えをお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

昨年は、プレミアム率100%の商品券発行事業を実施し、完売でありました。令和

4年度早々の国から提示される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金要綱やQ&Aを確認した上で、実施できるようであれば、昨年の実績等も踏まえまして、内容を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

確認しました。国からの条件というのも確認しながら今後それらの課題も踏まえて内容のほうを検討していただき、全ての町民が購入しやすく、また生活状況にも配慮された事業計画のほうをなされるよう希望いたします。

次に、水産業について質問いたします。

令和3年度での施政方針と令和4年度の施政方針について具体的計画の違いは何か尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

水産業における令和4年度の施策については、前年度同様でございますが、本町の漁協は志布志湾を漁場とする沿岸漁業が中心で湾内に依存した操業となることから、水産資源の枯渇が懸念されております。安定した漁獲高を維持するために令和4年度も引き続きつくり育てる資源管理型漁業について支援させていただきます。

昨年度と違う具体的計画といたしましては、町単独事業によるヒラメの稚魚を令和3年度は2,000尾を、令和4年度は2,300尾、また公益財団法人鹿児島豊かな海づくり協会の県下一斉によります豊かな海づくりパイロット事業にて、令和3年度はヒラメの稚魚約2万6,000尾を放流いたしましたが、令和4年度はマダイの稚魚約2万尾を放流する計画となっております。

次に、魚類販売促進につきましては、県、関係市町、漁協で構成します水産振興の協議会等において新型コロナウイルスによる制限の中、「大隅のさかな」と題してPR動画を作成し、都市部のフェア会場にて宣伝放映を行いました。また、生しらすのPR動画の一環としまして、今月12日から27日の期間で開催されている漁師飯デジタルスタンプラリーにおいて、出品店舗のサポートを行ってまいりました。令和4年度については、コロナ禍が予想されますが、引き続き関係機関と連携を図りながら計画的な販売促進に取り組んでまいります。

併せて種子島周辺漁業対策事業では、平成30年に導入いたしました急速冷凍施設を活用した生しらす販売については、東串良漁協に確認しましたところで、令和3年度は、

東串良町、大崎町のふるさと納税返礼品の需要が前年より低下いたしました。一方では近年地元を初め、特に県外の鹿児島県出身者からの一般消費の販売も伸びてきており、ふるさとの特産品として確立しつつあることをお聞きいたしました。昨年12月に両町の役場関係者の生しらす試食会においても改めて生しらすのおいしさを堪能させていただきましたが、令和4年度の販売促進につきましては、ふるさと納税返礼品の販売拡大はもとより、町制施行90周年に当たり、関西並びに関東の東くしら会も開催予定でありますので、私自身がセールスマンとなりまして、東串良漁協の生しらすの魅力を大いに宣伝させていただき、販路拡大につながるよう努めてまいります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

今いただいた具体的計画をお聞きし、令和4年度の施政方針に書かれていない内容も充実してお答えいただいたので、とてもうれしく思います。

また、次の質問ですが、水産業の担い手育成と新規事業計画や支援について、もし町として追加検討される内容がありましたらお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

水産業の担い手育成につきましては、漁業者や漁業組合の希望が零細であることから、漁業者の高齢化の進展により後継者不足は課題となっております。法人に関しましては、パッチの乗組員も組合員として計上されることから高齢者の方がやめた場合、新規に若い方を採用し、若返りを図っておられます。新規漁業者の確保につきましては、東串良漁協も鹿児島漁連と連携を図りながら取り組んでおり、猟師になろうをテーマに漁業体験や研修についての就業相談会等も開催して、対策を講じているところでございますが、応募がないのが現状でございます。このことは、東串良漁業のみならず、県下の全漁業に共通する深刻な問題となっております。本町独自の支援につきましては、令和3年度から漁業振興を図ることから東串良農林漁業振興支援補助金の制度により、新規漁業者に対しまして新たに導入整備する資機材、施設整備、機械器具への補助、また研修を受ける漁業指導者や研修を受ける新規漁業者に対して一定額の補助、そして新規漁業者だけでなく、漁業担い手がスマート関連機器を新規導入するために要する経費についても補助の支援を行っておりますが、令和3年度実績は残念ながらございませんでした。令和4年度では、東串良漁協並びに漁業者の皆様には改めて御案内するとともに、制度の積極的な活用を推進、また併せて新規漁業者の確保問題についても関係機関と連

携を図りながら有効な募集方法についても検討してまいりたいと考えております。

次に、新規事業計画につきましては、令和4年度種子島周辺漁業対策事業を活用し、市場内に新規で荷揚げ用クレーンを設置する計画でございます。高齢化が進む組合員の水揚げ時の労力軽減を図るとともに、既存のクレーンと併用することで、時間短縮を図れるため、組合員の漁獲物の鮮度向上にもつながることが期待されます。町といたしましても、令和3年度の浄化施設整備に引き続き、支援を行ってまいります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

施政方針の中で将来性のある第一次産業支援につきましては、農業、漁業の安定した経営維持支援、新規参入者促進を図り、農業、漁業の発展に努めてまいりますと、延べられております。また、今いただいた答弁の中で、補助の支援や制度を整えるというような前向きな答弁もいただきました。新規事業計画については、クレーンの導入をなされるということで今現在、漁業におかれる課題について、真摯に受け止め取り組まれていると思います。

ここで質問なのですが、町の今されている支援については、とても大きな事業計画というものが多々見受けられます。漁業で働いていらっしゃる方々の細かいニーズというものはどうのように情報を収集され、それを解決されていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）

情報収集でございますが、漁協の中で会議等も多々ございますので、その中の情報収集、また漁業者の方とはまた直接コミュニケーションといいますか、必要なときには連絡を取って情報を頂いたりさせていただいております。今後につきましても先ほど町長がございましたが、そういった町の単独支援事業もございますので有効な活用につきまして、また再度情報の提供をさせていただきまして有効活用をしていただきますように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

漁業においては、本町においてとても魅力ある第一次産業だと思っております。今おっしゃるように今後も連携し、担い手の育成も含めて漁業の振興に対する支援を行っていただきたいと思います。

次に、防災対策について質問いたします。

町長は、施政方針の中で防災対策施設及び役場庁舎に関する防災機能強化の整備を予定していると言われておりました。ハード面の機能強化は、大変重要であると思いますが、併せてソフト面の強化、充実を図ることも重要であると考えます。2022年3月14日、午前1時01分頃、北海道で最大深度1を観測する地震がありました。同日、午前2時10分頃、茨城県で最大震度1を観測する地震がありました。地震の揺れを表す数値は小さく被害も発表されていないということで安堵しておりますが、地震の発生は時間を選びません。2022年1月13日に、政府の地震調査委員会委員長 平田直氏、東京大学名誉教授は、南海トラフで今後40年以内にマグニチュード8.0から9.09の地震が発生する確率を前年度80から90%としておりましたが、今回90%程度に引き上げました。このようなことから災害の対策は本町にとっても大変重要だと考えます。先ほど答弁されていた2022年1月16日、トンガ沖の海底火山で発生した大規模噴火に伴う津波注意警報の発表後に深夜の避難を想定し、夜間時間帯等を変え、数か所避難所の確認をいたしました。その際、場所によっては避難通路に街灯がなく、入り口が全く分からない場所や階段が設置されていらっしゃるが、電灯がなくて段差が見えず、使用に不安がある場所、避難所の指定看板がそもそも暗く見えないところ、急な階段、障害物により避難する際に二次災害を招くおそれを感じるというところなどもありました。町としては各避難所の課題やこういった状況を把握されているのか、尋ねます。

また、そのことを踏まえて本町で避難所として指定されている場所の照明の整備や避難経路の整備についての機能強化の計画があるかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今年度に災害用の避難施設といたしまして位置づけている両小学校と中学校の3校に防災倉庫を建設し、プロパンガスを燃料とする発電機、並びにバルーン投光器、扇風機を配備したところでございます。また、新型コロナウイルス感染対策やプライベート確保の観点からパーティションを購入し配置したところでございます。今後引き続き避難所用毛布などの生活必需品も備蓄する計画をしておるところでございます。避難経路につきましても各種事業を活用しながら随時計画することとなっているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

今お答えいただいた答弁、確かにソフト面の強化で内容は合っていると思いますが、防災倉庫の整備や備品の配置、追加配置というような内容ではなく、安全管理について質問させていただいたように思うのですが、そういった避難所の環境や、また避難通路の整備についての安全強化についての計画がないか、再度お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

お答えいたします。

まずもちろん避難経路の確保も大事だというふうには認識しておりますが、まずソフト的な部分の機能強化がないと避難された方々の対応に苦慮いたします。よって、今、町長のほうから話がありましたとおり、令和3年度において、池小、柏小、中学校ということで防災倉庫を整備させていただきました。その中につきましては、いろんなファミリールーム、プライベートルーム、あるいは発電機、照明器具、あるいは扇風機等設置させていただいたところでございます。また必要に応じて追加の整備もしていきたいと思っておりますが、まずソフト面の整備をさせていただいたということで御認識いただきたいと思います。あとの避難経路の街灯、あるいは看板につきましても今後状況を確認しながら適時対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

今、答弁いただいたときに、避難所の整備のほうが最優先項目であるというふうに受け止め、少し不安になりましたが、後半の説明で避難所の通路、もしくは安全面についても適時調査し、状況を踏まえて改善等を行っていくと言われていたと思いますが、その認識でよろしかったでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

今、議員おっしゃったとおり、適時整備していく方向で検討いたしております。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

ありがとうございます。私も実際に避難所に夜間行って確認しないと分からないことがたくさんありました。ぜひ実際に災害が起こったことを想定したシミュレーション、また調査を行いながら町民が災害時に安心安全な場所に避難できるような計画のほうも併せて進めていただきたいと思います。

最後に、障害者福祉計画、障害福祉児童計画について質問いたします。

施政方針の中で町長は障害者福祉対策については、関係機関と連携を図り、相談業務や情報提供及び福祉サービスの供給など必要な支援に努めると述べられております。また、令和3年9月16日、第3回定例会の同僚議員の一般質問でも質疑がなされていましたが、心身の違いがあっても安心して住み続けることができるよう令和4年度の医療的ケア児（者）に対する支援において、どのようなことに重点を置き、今後取り組んでいくのか。特に、医療的ケアの必要な児童進学についてを事業、重点項目、予算を含めた考えを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

令和2年度に策定いたしました東串良町第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の中に医療的ケアを必要とする障害児等の支援体制の構築について記述させていただいたところでございます。

支援体制については、具体的に申しますと、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置と、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置して、必要な支援の調整について、肝属地区障がい者基幹相談支援センターに業務をお願いして、負担金として令和3年度は266万5,000円を負担いたしました。これは肝属地区2市4町でこの支援センターに業務の委託をしております、扱う事案の観点から広域的かつ専門的に取り組んでいるところでございます。

そのほか、本町に設置いたしました子育て世帯包括支援センターでも母子手帳の交付から18歳まで子育てに関する相談等を日常的に行っております。この中には程度の違いはあれ、医療的ケアが必要な子供さんもいらっしゃいますので、相談内容によっては、療育相談につながるなど次のステップに進めるような取組を行っているところでございます。

いずれにいたしましても障害者福祉計画等に基づく医療的ケア児の支援は、現在着実



## 会 議 の 経 過

に実施されているものと理解しているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

学校関係について、私のほうからお答えさせてください。

障害者差別解消法第5条に、行政機関等は社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的配慮を的確に行う努力義務があると記されています。また、令和3年6月に文部科学省から出されました障害のある子供の教育の手引きには基礎的な環境整備について、体制面、財政面を勘案し、均衡を逸した、または過度の負担を課さないよう留意する必要があるとも記されています。そういうわけで医療的ケアの必要な子供への対応についての基本的な考え方は前回の答弁内容と変わりません。医療的ケアの必要な児童生徒というのをどのレベルのケアを想定するかでも話は違ってきます。前回説明しました錦江町の例であれば、看護師が必要となりますので、町で雇うしかありません。なので、前にも説明いたしましたが、幼稚園や保育園にそのケアが必要な子供が入院してきましたら、保護者や関係者と十分協議をし、必要な対応策を練っていくことになると思います。現時点であらゆるケア児童を想定した準備が必要という意味であれば、その事業や重点項目、そして予算は一つの総合病院をつくるというようなことに匹敵するぐらい人材や医術や、財政的にも大変な事業になりますので、私が軽々に個人的な意見を言える立場にはありませんし、その児童の進学となりますと、なおのこと中学校を卒業後、関係の高校、その他などの条件もあるでしょうから、これ以上の説明は時間的にも少し無理がありますし、充実した議論になると思いますので、これ以上の説明は控えさせていただきます。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

併せて専門性のある相談員の配置についてお尋ねします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

専門性のある相談職員の配置はあるかとお尋ねですが、先ほど申し上げましたとお

り、障害者福祉計画等にお示ししました医療的ケア児等への支援体制は肝属地区障がい者基幹相談支援センターへ業務をお願いしておりますので、新たに専門性のある相談職員を配置する考えはございません。

またいつでも安心して相談できる環境づくりの在り方につきましても福祉課内に設置しております子育て世帯包括支援センターで母子手帳の交付時から18歳に成長するまで相談を受ける体制となっていることから信頼関係を大事にし、安心して相談いただけるものと考えているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

先ほどと同じように学校関係についてお答えいたします。

結論から言えば、専門の相談員の配置はありません。職員の定数はクラスの数など規定があり、それに従って配置されますので、県が認める加配以外はないのが普通です。ただし看護師が必要というような事例ではなく、不登校等の心の問題や悩みを抱えた児童生徒に対しては、常駐ではないですが、SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）がいて、学校や家庭、またはその子供や保護者の指定した場所等で相談できるようになっております。

また通常の支援の必要な児童生徒への対応としましては、学校ではコーディネーターがいて、その職員を中心に支援計画に従って関係職員が支援していますので、他の職員よりは詳しく、特支援の免許保有者もいます。今の学校の実情では、こういう方々が相談職員の役目を担っていると思います。

また、東串良の子供たちが療育やリハビリのためによく利用されているのは、福田病院とっております。

さらに、年3回、特別支援委員会を開催して、情報の提供及び共有をしています。メンバーとしましては、教育委員会の関係職員、幼稚園、保育園の担当教諭、各小中学校の校長とコーディネーター、養護学校職員、校医さん代表、福祉課職員、児童民生委員となっています。各児童生徒や園児、個々の特性や今後の対応、上級学校での適正な所属クラスや進級、進学の在り方などいろいろな協議をし、最後は委員会としての結論を出して、それを保護者に伝え、最終的には保護者が判断し、決定することになっています。みんなが専門というわけではなく、医療的ケアのレベルにもよりますが、相談するという意味ではそれなりに身近に相談できる人が存在すると考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番 (小 川)

こちらのほうに令和3年9月17日、文科省第1071号の医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について通知というものがあります。ここに基本概念が書いてあります。医療的ケア児の可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立つことが重要である。また、医療的ケアの種類や頻度のみに着目して、画一的な対応を行うのではなく、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要である。障害のある児童生徒等の就学については、学校教育法施行令等に基づき、本人やその保護者の意向を可能な限り尊重し、決定において医療的ケア児の就学先決定の仕組みに間接的な影響を与えるものはないようにすると書いてあります。また、地方公共団体の責務について、地方公共団体は基本理念にのっとり国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有するものであると書いてあります。

このことから、医療的ケア児に対する支援というものはケア児対象の方がいらっしゃるから検討するのではなく、本町としてどの程度までの医療的ニーズが果たせるのか検討、協議し合い、そして本町には訪問看護、小児科もございますので、そのような地域支援を生かした環境づくりの計画というか、話し合いが必要になってくるのではないかと思います、その点についていかがでしょうか。

議 長 (田之畑)

福祉課長。

福祉課長 (吉 永)

今、議員が申されましたことにつきましてですけれども、福祉課のほうで策定いたしました障害福祉計画、それから障害福祉児童計画を基にお話をすれば、今、先ほど町長が答弁されたとおりなんですけれども、私たちのところでは、この相談体制というものは専門的知識とそれから技能的な部分でも、そういった知見を持っていらっしゃる肝属地区障がい者基幹相談支援センター、ここに業務をお願いしておりますし、また、役場のほうには、子育て世代包括支援センターを設置をいたしまして、母子手帳の交付から18歳に成長するまで相談を受け付けるという、そういった体制の下にこの医療的ケア児の方々の、ほとんど保護者ですよね、保護者の方々のそういった相談というものについては対応していくと、そういった考えで進めているところでございます。

また、地域の中に訪問看護とか、あと小児科のというお話もありましたけれども、ちょっと私は小児科を専門とする医療機関が町内にあるということはちょっと把握をしておりますけれども、そのようないろんなサービスを組み合わせていくというところにおいても、福祉課でいうならば、この子育て世帯包括支援センター、ここにいろいろな相談をしていただくことで、様々な機関と連携を図って保護者の方々、また医療的ケア児、御本人そのものにとってもよりよい支援を提供できればとそのように考えているところでございますので、とにかく私どもの今この計画に基づいて、医療ケア児については対応しているということについて、御理解いただければありがたいと思います。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

福祉課の子育て支援であつたり、そういった相談体制についてはとても大変よくしていただいているという声を耳にします。先ほど、資料として述べさせていただいた文科省の出された医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の中に、体制として学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケア、その他の支援を受けられるようにするため、具体的に次のような措置を講ずることと書かれています。その中の項目で、医療的ケア、看護職員の配置に当たっては、学校の設置者が看護師等を自ら雇用するだけではなく、地域の実情や医療的ケア児の状況等を踏まえ、医療機関や訪問看護ステーション等に委託することも可能であること、また地方公共団体は看護師等のほかに学校において、医療的ケアを行う人材の確保を図るために、介護福祉士や認定特定行為業務従事者を学校に配置する際、具体的に次のような措置を講ずることという形で具体例も示されております。本人の教育的ニーズ、また保護者が住み慣れた東串良でいろいろな障害があっても教育を受けられるような環境を望んだ場合、やはりできればこのように講じていращやるので、地域の資源を使った計画というか、協議のほうも今後させていただきたいなと思います。こちらについて、再度答弁を願います。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

前にも話をしたんですが、例えば錦江町の事例なんかも、表向きになる前からいろいろ話は聞いておりました。だから大変なことなんですよという意味では、もう、すぐその後、町長なんかに話をして、本町の場合には、まだそういう具体例もないわけですので、今はいいんだけど、将来的にはやっぱりそういうことも起こり得ると。いつ転入者が来るかも分からないし。だからそういうことは意識しておいてくださいというのは、数年前からお願いをしたり、話はしておるところです。ただ、さっきも申し上げましたように、その子供の医療的な部分がどのレベルなのか、さっき言いましたように看護師、今も出てきましたけれども、それが分かりやすいからそういう事例を言うんですが、そういうことであれば、もちろんつけないかんわけですから、そういう財政的な面を考えてお願いをしていくしか、私の立場でいうと、お願いをしていくしかないし、理解していただいて、町にもある程度頑張っていただくしかないんですよという話はしているところです。ただ、さっき申し上げましたように、どういう医療的ケアが必要なのか。本当に予測がつかないわけですね。だから、そういうのが少しは見えないと、相談のし

ようがないという、どういう具体的なことを協議をせないかんのかというのが実際のところ分からないわけですね。だからそういうのを全て予測して、検討する必要があるんじゃないのかという質問だとすれば、本当に大変な作業になるし、まず財政的に無理があるんじゃないかなということで、例えばさっき申し上げましたように、文科省から出ている障害のある子供の教育への手引き、これを見ても、財政面なんかも考慮しながら、その均衡を逸したかどうか、または過度の負担を課さないということまでありますので、県とか国とかに相談しながらということになります。ただ、心配しているのは、県は、相談には乗ってもお金は出してくれないわけです。一つは県立学校としての養護学校がありますよね。そっちのほうに人的にも財政的にも物すごくお金をかけていますので、例えばうちが1人そういう子が入ってくる。いいですよ、じゃあ、エレベーターをつけてください、幾らあげますからと、そういうことはないわけですね。だから物すごく錦江町も難儀したのは知っておりますし、その辺がだから、じゃあ、こういう子が来るときのために1,000万円、2,000万円準備しときましょうと、そういう余裕があればまだ話のしようがあるんですが、具体的なはないので、1人1億円は覚悟しとかないかんよというような話はしているんですけども、それ以上のことはちょっと私も言いようがないというのが実際のところです。今、現幼稚園、保育園までの実際いる中には、今みたいなレベルはありません。それで学校としては、例えば合理的な配慮、これの軽い形は既にずっと前からしております。例えば耳が聞こえにくいよという子供は先生のすぐ近くの席をいつも確保する。例えば目がちょっと見えにくいぞという場合は、プリントなんかも拡大したのを配る。私も経験がありますが、試験のときも、ほかの子より、こういう大きな拡大したのを配って、あるいはまた手が不自由な、書くのがですね。という場合は、50分の試験を例えば60分にするとか、そういう配慮までしたり実際にしてきましたので、できることはやってはおるんですよということも知っておいていただければと思います。

以上です。

議長（田之畑）

1番 小川議員。

1番（小川）

ありがとうございます。できる範囲のことはしており、配慮もしているという答弁をいただき、本当に安心いたします。

時間のほうも差し迫っていますので、一つお伺いしたいんですが、医療的ケアというものはどういったものがあると想定されて、今町長、また教育長のほうはお答えいただいたのか、少し疑問に思います。1人1億円ということでしたけれども、医療的ケア、本当に様々なありまして、医療的ケアを受けながらも走ることができる児童もいらっしゃいます。なので、費用がそこまで過度にかかる児童だけではないということも踏まえて、多様な方が希望する教育を受けられる環境を整備していただきたいと思います。もし医療的ケアに対する認識というのが私と違った場合は、答弁をお願いいたします。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（天 神）

すみません、ですから、もう少し具体的な質問ならまだ答えようもあるんですが、その医療的ケア児に対する対応と言われたらもう全部ですからと思っているので、答えようがないんじゃないかなというふうに思っているところです。

議 長（田之畑）  
1 番 小川議員。

1 番（小 川）

医療的ケア児に対する症例というものも文科省の資料のほうにあったような気がします。吸引をするというような軽微なケアのお子様たちもいらっしゃいます。本当にいろいろな方がいるので一概には言えませんが、やはりそういった方たちが入ってきても安心できる環境のほうを今後、計画、協議していただきたいと望みます。10年前に比べて医療的ケアが必要な方は2倍に増えているという数字のほうも出ております。今後、本町でもそのような対応を迫られると思いますので、どうぞ検討していただけたらなと思います。

以上で終わります。

議 長（田之畑）  
ここで暫時休憩します。

|       |   |    |        |
|-------|---|----|--------|
| 休     | 憩 | 午前 | 11時36分 |
| <hr/> |   |    |        |
| 再     | 開 | 午後 | 1時00分  |

議 長（田之畑）  
それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。  
一般質問を続けます。  
3 番 瀬戸山譲一議員の発言を許します。  
3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

早速質問をさせていただきたいと思います。

まず1番目、東串良町過疎地域持続的発展計画（令和3年度から7年度）について。これですね。この計画書は、どのような手順で作成されるのか、ちょっと存じ上げ

ていないのでお聞きしたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

お尋ねの件につきましては、昨年の9月議会定例会におきまして、議案として提出し、全会一致で可決いただいた案件でございます。当然のことながら担当課長からも内容については、資料に基づいて説明がなされた案件でございます。旧過疎法の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日をもって、効力を失ったことから新過疎法である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されました。本町も引き続き過疎地域に指定されたことから過疎計画を作成する必要性が生じたので、過疎計画作成を担当課長へ指示いたしました。担当課では、関係課全部署に対しましても5年間の事業計画内容の作成を依頼し、それを取りまとめた上で県と協議を行い、県より異議がないことの確認がなされた後に、昨年の9月定例会におきまして、議案を提出したところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

これを質問を上げたときに、今言われたようなことをちょっと言われたんですけれども、去年の9月に通っている案件だということですけど、あえてやはり自分も勉強不足でそういう形で成立していったということを知りませんでしたので、そういうことをお聞きしたところであります。というのもあえて言わせていただくというのは、やはりこの計画に沿って毎年の事業計画がなされるのかなということをやっぱり聞いておきたかったわけですね。それに伴って2番目の質問ですけども、それに関連していきますけれども、町長はこの計画書作成にどのように関わったか尋ねるということで質問書には書いてあります。それでこの中に、同時に町長の意向とか、どこか反映されているところがあれば教えてくださいませんか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

私がこれを計画作成にどのように関わったかというお尋ねでございますが、私ずっと議員時代からそうです。子供たちに夢を、若者にロマンを、お年寄りに愛をという

のをずっと言ってきております。それで子供たちに夢をというのが、私PTA会長を4年間させていただきました。その間ずっと先生方のことを考えて、教職員住宅も今年、教育長の住宅も出来上がりましたが、そういう形で、まずそういう、先生方の住宅をつくろうということもありましてですね。それと、若者にロマンをうちゅうのが、これは、私はずっと今までやってきたこともあります。そうやって、町内一周駅伝もそうです。文化祭もそうです。これ全部青年団が始めたことです。私も青年団長をしてましたけども、そういう形ですね、今のこのピーマン祭りですね。ピーマンと、あと農業祭ですけども、これも、農協青年部長、私は青年部長、初代部長でしたけども、これも始めました。こういう形で、若者ロマンをちいえば、イベントだろうと思ってるんです。そうやって、お年寄りに愛をうちゅうのは、お年寄りに教養というんですか。教養場をつくり、教育という、そういう形で、お年寄りには常に、ころばん体操とか準備体操とか、そういうものをして、外に出そうというイメージの元ですね。こういうものを、私の思いというものの、職員が伝え聞いて作成したものと、私自身そう思っております。以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

いつもその3項目を言われますよね。老人に愛を、若い人たちに夢とロマンをですけど、でもやっぱり、抽象的であってはいけないんで、この辺りに、具体的にどのように落とされているのかな。どのように書かれているのかがちょっと分からなかったんですよ。だから、この中、町長不在の作成かなと思わざるを得ない部分がありまして、間違わなければいいんですけど、今言われたように、各課長に自分の思いを伝えてつくってもらったって、それはそれでいいかもしれないんですけど、具体性は全然感じられないってところがあって、これは、これからやっぱりやっていく上では、骨太の根幹となる、やっぱり、方針ですので、ここはやっぱり、これがもう、ぶれてはいけないと思うんですね。そのためには、どうしても首長の思い、首長の意向っていうのは反映されないと、成り立たなくなってしまうんじゃないかなと思います。これを基本にして、いろいろな政策を毎年、あるいは予算を組んでいくわけですので、これを抜きにして首長が、絶対的な、ある意味権限を持って、各課長の皆さんにつくっていただくような形を取らないと、何も意味がないんじゃないかなと思って、あえて質問させていただいているところです。

3番目、社会は変化する、計画に変更が生じた場合、そこに修正あるいは追加事項が添えられるか尋ねるです。

議 長（田之畑）

町長。



町 長（宮 原）

お答えします。旧過疎法の時にも、過疎計画に変更が生じた場合は、定例会議会におきまして、議案が提出されております。近年では、令和元年9月議会定例会、令和2年3月議会定例会において、議案が提出され、全会一致で可決がなされております。今後におきましても、新過疎法に基づく、現在の過疎計画にない新たな新規の事業の追加や、計画による事業費の大幅な増加がある場合には、過疎計画変更の議案を提出していくことになります。以上でございます。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

中の方に書いてありますけど、社会はこれからめまぐるしく、今まで以上に変わってきております。いろんなシステム、いろんな社会の考え方が大きく変わっていく中で、もし、そういうところに変更があった場合に、例えばここに、基本計画のこの冊子を元に、もし変更があった場合は、そこに例えば変更とか、あるいは修正という形で、ちゃんとこれから、今までなかったように思うんですね。ここにもちゃんと、また訂正とか、そういう形の修正部分とかを、これから出していただけるのか、それを議会にも、そして町民の皆さんにも提示するような形が必要であると思うんですけど、それをあえて今日は質問させてもらったところですが、どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

変更がある場合は、そのたんび、議会のほうには報告しておりますので、御理解いただきたいと思います。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

それをちゃんと文章化して出していただくような形をお願いしてって言ってると思います。今までなかったような感じがします。この冊子に関してですね、訂正文の。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

この、持続的発展計画とはまた別冊で、個々の具体的な事業年度と、それから事業費ですね。そういったものに、また大きな事業費の追加があった場合には、その都度議案として提出して、可決をいただいております。先ほど町長が答弁された、令和元年ですね、それから令和2年の議案のところを見ていただければ分かるんですけども、どの部分が変わったということで、赤い色で色が付けてございますので、今後もそういった形で、新しい過疎法におきましても、計画が生じたときには、きちんと議会のほうに、議案として提出をする流れとなっております。以上でございます。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

分かりました。では次の2番目、町長のSNSへの取組について。議会もタブレット導入で、今動き始めてますけど、もう全体として、去年から小中生にタブレットも配られて、SNSを使った学校教育もどんどん執り行われてる中で、町長自身がどうするかっていうことは、何回もこの場で質問しましたが、まず我々も、そして今役場の各課長さんとか、各課についても、議会と同じタブレットを持って、議会、これから、タブレット議会というのを執り行おうとしてますけど、町長はこのことについて、どんなふうに考えてますか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

まずは、議会がペーパーレス化に向けて、DXなど推進される中で、もう一歩前へ進んだなと思っておりまして、歓迎申し上げそして、またお祝い申し上げたいと思っております。DXは推進される中でペーパーレス化も、会議システム導入は、いずれも避けられないものだと考えております。これまで、人員、時間をかけ、紙を出力し、製本を行ってきた会議準備を、デジタルの力で業務効率を向上させていくことは、正にDXの一つと言えるだろうと思っております。

また、議会から令和4年2月に、システム導入に関する要望も提出されており、さらには、会議システム導入に向けての、2回のデモンストレーションを行うなど、前向きに検討されてることは、承知いたしております。

一方で、令和3年10月の特別委員会において、皆様に説明いたしましたとおり、ペーパーレス会議のための環境整備やシステム導入には、当然であります、一定の予算が必要となってきます。そのコストに対して、導入していく上で、会議以外の副次的な効果がどれほどあるのか、このバランスを見極めていく必要はあると考えております。以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

だから、タブレットにしてもSNSを使った、あるいはインターネットを使った行政の取組っちゃうのも前々から言っているわけですけども、そのためにはやっぱり、首長が、町長がやっぱりリーダーシップを取って、このことも訴えかけていかないといけないということで、自分自身も、やっぱりタブレット、あるいはパソコンを使った、自分の仕事のやり方というのを考えるべきだということを、前々から何度も言ってますけど、別にそこまでやる必要はないっていう答弁でしたけど、今まで。それで、前回か前々回でしたっけ。小川議員だったかな、それを質問したら、前向きに取り組んでいくっていうことで、話がちょっと変わってきましたけども、だから、町長がこれからはそういう、タブレット、SNSを使った、これからの行政の取組について、やっぱりリーダーシップを取るべきだっていうことで、この2番の質問になりますけど、今町長室にはパソコンが置いてありますよね。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

パソコンはありますよ。

議 長（田之畑）

3 番、瀬戸川議員。

3 番（瀬戸山）

それでですけど、そのパソコンは、どんな利活用をされてるんですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

執務室内のパソコンの利活用については、インターネットを利用いたしまして、情報収集に努めているところでございます。合わせて、情報発信も重要だと考えていますが、こちらは各課において、随時ホームページ更新を行っているところでございます。また、ふるさと納税では、ホームページではありませんが、ポータルサイトの情報更新頻度は高く、これが寄附金拡大にもつながっていると理解しております。今後も情報収集に努めながら、事業につながれないか、情報発信ができないかについては、随時関係課と協議したいと思っているところでございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

だから、今情報収集って言われました、これが物すごく首長としては大事なことだと思いますけども、具体的にちょっと聞いていきますけど、情報収集は、パソコンの中の、何の検索をもってされていますか。教えてもらえますか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

何のと言っても、いろんな情報をやってますよ。まあ、現在のところ、SNSの個人アカウントは予定しておりませんが、しかし、コロナ拡大防止に向けたメッセージをホームページ上で公開したようには、状況によっては、私自身のメッセージとして伝えることも重要だと考えておりますので、先に述べましたとおり、ホームページの更新は、各課で対応しているものですが、これを一つの例として、必要だと感じた際には、私自身からのメッセージとして伝えられるよう努めたいと思っているところでございます。以上です。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

あと、自分は今、町長個人に対して、ちょっと質問してるんですけど、例えば、私が、具体的に言わせていただければ、何が一番大事なのかなって思うのは、グーグル検索をして、そしてダウンロードして、それをプリント化して、それを元に、自分の事業方針とか、あるいは情報収集したことで、各課の皆さんにお伝えして、どういうことかっていうことを話し合える、そういう場をつくっていくのが、一番の喫緊の課題かなと思っているところです。だから要するに何を聞きたいかっていうのは、情報収集して、それをダウンロードして、文書化して、それを有効利用するような形を取っていますかっていうことを実は聞きたかったんでございます。以上です、どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

私が情報収集して、そして、私はもう、口頭での、早いものですから、町長室のやつで、各課長を呼んで、もう情報収集はそれで済ませておりますので、別に、そのSNSをやらなくても、ことが済んでおりますので、御理解いただきたいと思います。何かあなたに対して、困ったことがあったなら別ですけども。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

情報収集した情報は、ちゃんと文書化してファイル化しておく、これが一番大事なことからと思います、違いますか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

文書化するのは職員でございまして、それは理解していただければありがたいなと思っております。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

また、ちょっともうこれ以上やると問題が出そうですので、もうやめます。

じゃった、もう一つ、すみません。だから町長、これをなぜ、さっきちょっと執ように聞いたかということを、すみません、議長もう一回お願いしますね。この、過疎地域持続的発展計画、この中に、22ページ、ここに地域における情報化っていうところを書いてあるんですけど、だから、こういう形で執り行われているのかっていうことを聞いたかったわけです。さっき、ちょっと自分の質問の聞き方も悪かったし、ああいうのはちょっとまずかったかなと思ったんですけど、要は、ちょっとニュアンスの違いで、さっき企画課長にも答弁していただきましたけど、自分がここに書いてありますね、ちょっと自分で緑でマークをしているんですけども、ここにちゃんと、SNS、インターネットへの取組って、ちゃんと書いてあるわけですよね。だから、ここをやはり、何ていうのかな、これを元にやっていくのであれば、着実にやっているのか、その辺のチェック検証も必要だなと思って言ったところです。だから、予算うんぬんの事業化については、説明してくださっているということで、ちょっと僕の質問悪かったんですけど、自分はここを見て、どういうふうに行っているのかと、ここを検証したかったっていう意味で質問したんですけど、22ページ、この辺を、もうこれ以上言いませんけど、読んでみてください。これで、この質問は終わります。

それから3番目、SDGsについて、SDGsも一番大事なことは、肝付町もそうですけど、大崎町は、SDGsの官房長官賞も取ったっていうこと、前も言いましたけど、SDGsっていう概念、考え方を、町のトップに持ってくるべきだって思ってるんですけど、だからそれを、この前、一般質問でも言ったら、それらしきことをやってるから、SDGsをトップに持ってくる必要はない、それに取り組む必要はないっていう町長の答弁というのが、ありましたけど、もうだけど、今ここに質問のここに、①に書いてますけど、各公共団体、民間企業が運営の中核にSDGsを置いた業務を始めた、テレビマスコミを見て、これは明白である、このことをどのように認識しているか尋ねるということですけど、だから、町長、今度の新しいこれ、東串良町総合振興計画、中を見れば、大体、もう6割から6割5分ぐらい、SDGsを元にした、これ、振興計画案ですよ。だから、前は、SDGsをもう自分はやる必要はないってはっきり言われましたけど、議事録にもちゃんと残ってますけど、もうこれだけSDGsがいろんな方面、もう全世界にこういう、普遍化していけば、その考え方を改めるべきじゃないですか、どうですか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

この総合振興計画に、SDGsを物すごく盛り込んでおりまして、やらないと言いましたっけ。やらないとは言わなかったでしょ。この、SDGsのことですが、我が国では、持続可能な開発目標を、実施指針ですね、令和元年12月20日において、政府及び各指定フォルダではですね、この我が町もそうですが、SDGsを掲げる目標は、スケールは異なるものの、本町の取組と重なるものも多く、SDGsの理念は従来から町政の中に、相当程度組み込まれてるところでございます。本計画で、各施策分野にSDGsの17のゴールを明確に関連付けることで、総合振興計画、地方創生、SDGsを一体的に推進するものとしております。各地方公共団体、民間企業ですね、SDGsのマスコミ情報をどのように認識してるかとのお尋ねでございますけれど、それぞれの市町村や企業なり、目標や考え方があります。独自の判断で取り組んでいるものと認識しております。以上でございます。

議 長（田之畑）  
3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

もう町長個人の、個人的な分に立ち入ることはもうやめますけど、もうごちゃごちゃになっていきますので、だから、要するに自分が聞きたいのは、そういう、ちょっと否定的な見解であったSDGsに対して、これを見たときも、もう6割以上SDGsに取り組む計画案はできてますけど、そういう考えはもう変わったっていうことで

よろしいですね。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

変わったというよりも、先ほど言いました、大崎町が官房大臣賞をもらいましたということですね、大崎町が、ゴミ分別で一位を取っております。それと、4位が志布志です、我が町が10位です。我が町もここに入っている以上、SDGsでやっているということは、実績の元ですので、その理解でいただけるとありがたいなと思っております。以上です。

議 長（田之畑）  
3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

だから、そこがおかしいって言ってるところなんですよ。だから、さっきも言いましたけど、SDGsを頭に据えて事業計画をすれば、いろんなタイプの助成金、補助金を国から頂けることもある、有利なメリットもあるっていうことも何回も言ってきましたけど。だから、町長のその辺の考えを変えて、自分がリーダーシップを取って、SDGs、だからこういう計画案ができてるじゃないですか。これは町長の指示じゃなかったんですか、SDGsに取り組んでいるっていうのは。どうですか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

私の指示の元でできたものですので、当たり前です。

議 長（田之畑）  
3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

じゃあ、そのように承りました。今もう、大体言ってしまったことですが、③今回出された東串良町総合振興計画にSDGsの推進が大きくとなえられており、行政執行はほぼ全域に関わってくる。このことを踏まえた事業推進にリーダーシップを取る気概があるか尋ねる、再度これを最後の質問で、この項目は終わりますけど、どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

事業推進にリーダーシップを取る気概があるかということで、お尋ねでございますが、SDGsの限らず、町長に就任した当初から、リーダーシップは発揮しているつもりでございます。そもそも、SDGsが掲げる目標は、スケールは異なるものの、本町の取組と重なるものが多く、SDGsの理念は従来から、町政の中に、相当程度組み込まれていると考えております。時間の関係もございますので、幾つかの例を挙げさせていただきますと、まず17のゴールのうち、5番目の、ジェンダー平等を実現しようについてであります。役場内の女性職については、私が町長に就任した当初は、係長以上の職員、役職は全くいませんでした。現在は、女性職員の係長級が7名、課長級が1名となっており、女性の能力を生かし、活躍できる職場環境づくりに取り組んでいるところでございます。

次に、マダイやヒラメの稚魚放流、ビーチクリーナーやスライドモアによる柏原海岸の清掃、特に、松林内におきましては、町長就任当初から、雑草、雑木の伐採を継続的に行いまして、森林の保全、環境美化に努めております。このことは正に、SDGsの17のゴール中、13番目の気候変動に具体的な対策を、14番目の海の豊かさを守ろう、15番目の陸の豊かさを守ろうの項目に当たると理解しております。町木である黒松と、町花の咲き誇るルーピン畑の海岸保全活動の重要性に、私の思いを職員にしっかり伝えてきました。今後より一層、本町の財産である白砂青松の環境保全に邁進してまいり所存でございます。

また、SDGsのゴールを目指し、壮大なスケールをイメージし、多額の費用を投じることではなく、本町の財政規模に応じた、身の丈にあった取組を今後も引き続き、精力的に行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

じゃあ、首長がリーダーシップを取って、あるいは国から頂ける助成金、補助金も頂けるSDGsの取組、町のトップに持ってきてもいいんじゃないかと思いますが、そこをこれから期待して、見ていきたいと思います。

それから、危機管理についてです。①大規模な地震に伴う津波の危険度が日増しに高まってきているということでした。志布志石油備蓄の安全性を尋ねるうちゅうことで、今また、議会のほうも防災・減災のほうで、今ちょっと、取り組んでいただこうということで、提案してるんですけど、大きな地震とか津波とか、火山の爆発は、今年は東南海はあまり、言われてますけど、東南海だけじゃないと思うんですね。今度のフンガトンガにしても、それから1週間前は、パプアニューギニアでも大きな火山



の大爆発がありましたけど、これを踏まえた津波っていうのも考えられて、フンガトングのときも、今までにない風圧による津波っていうのが発生したわけで、いろんなことが考えられるんですね。それで、やっぱりその中で、私がもう何回も、大阪大学にもかけ合って、議会の皆さんと一緒に勉強に行ったこともありましたが、津波と備蓄について、これ議会でも私は散々述べさせてもらってるんですけど、行政側のほうにも何回かお話をしたことはありましたが、津波の高さとか何とか、もういろんな概念があります。いかに備蓄が、今やばいかっていうことを。それを真剣に取り組んでもらいたいんですよ。だから、一つ二つ述べさせてもらいますけど、危機管理について。町長、ちょっと二つ三つ、記してもらえませんか。備蓄は耐用年数30年、もう過ぎてるんですね。それから、津波に対しての構造にはなっていません。高潮対策だけです。それで、防波堤は、7メートルのやつが、南護岸と東護岸だけです。西も北もがら空きです。大阪大学で、一番大事なことは、もうつくってしまったインフラをなかなか訂正することは難しいっていうことなんですけど、まず私が言わせていただきたい、あるいは実現していただきたいのは、東大阪とか尼崎のあの辺りの石油精製施設、それから備蓄なんかのああいうところには、地元の人たちとの意見交換会というのをまずつくるべきだっていうことを、大阪大学で学んできました。だから、首長である町長に対しては、柏原辺りの人たちが言ってますけど、やはり津波が来たときの油災害、これが物すごく怖いっていう声を聞いております。町長は聞いていませんか。だから、それを考えたときは、柏原の備蓄の、住民との対話による防災会議みたいなのをぜひつくってもらいたい。だから、まだ詳細にわたっては、今事務局にちゃんと書類としてファイルとして残しておきますけど、備蓄に対しての危険性というのはいっぱいあります。それを宮地議員と質問に行った記録も残っておりますので、ぜひ町長もその資料を見てもらって、ちょっと検討してもらいたいと思います。以上です。

それで、②気候変動による農業の影響、今農業に置かれる状態っていうのは、私たちは水土里サークルでも、一応いろんな農業問題についてやって、頑張っているつもりですけど、今水土里サークルの中でも、皆さんがおっしゃるのは、これまでみたいな農業はもう多分無理だろうと。それで、勉強会立ち上げてくれないかっていう話が来てます。それが一つは気候変動なんですね。

それともう一つは、ここには書きませんでしたけど、もう今、肥料も暴騰しております。そして品物によっては、欠品するものも出てきてます。それで、石油付けの、自分たちの、今この農業っていうのは、油がもし、今世界情勢見たときに、途絶えてしまうと、何もできなくなります。前も言いましたが、パイプラインも停電してしまえば、全く何も能をなさなくなってしまうという、いろんなことを、今自分たちもこれから検討して、農業の町である東串良が考えないといけないことはいっぱいあります。まあ、取りあえず、自分たちは水土里サークルのほうから、そういう勉強会しようよっていうことは、今ちょっと、声高に言われ始めておりますので、町としても、これから施設園芸、それから畜産、そしてそれに伴う水田農業もありますけども、これに関して、今までにない、いろんな危険なファクターがそろってきつつあると思い

ます。だからある意味、前も言いましたけど、危機管理のできる行政っていうことで、まず農業と、今さっきは志布志備蓄も言いましたけど、農業に関しても、真剣な議論のできる場っていうのを町長に提案したいんですね。園芸の方々も、いろんな、今不安要素を考えていらっしゃると思いますね。だから、町民みんなで議論できる、そういう場というの、私はつくってもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

議員がおっしゃったことですね、そういう、今、さっき、今もテレビをつけると、ロシアとウクライナのことですけど、あれは、すぐさま日本にも影響が来るだろうと思っております。今おっしゃった肥料の高騰、それと、原油高によりまして、我が町園芸ビニールハウスの被覆、これも倍になるだろうと思っております。いろんな影響が出てくる、畜産、そして豚、鳥、もう動物だけじゃなくて、人間の方にも出てくるだろうと思っております。こういうことですね。今おっしゃったそういう話合いの場は、関係課とまた協議いたしまして、これを前に進めたいと思っております。以上です。

議 長（田之畑）  
3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

だから、最後の質問にしますが、これはもう、去年からも、去年も一般質問で言ったことですけど、パイプラインが止まるというようなこともあるんじゃないかという話も出ていますし、その前に、パイプラインが設計ミスでというか、意図的に33パーセントカットされた今のパイプラインの能力に関して、町長、言いましたよね。川西地区、烏帽子、前牟田、池之原に関しても、マックスで水をパイプラインで排水すると、足りなくなって出ないところがいっぱい出てきてるってことを言いましたけど、去年も言ってますけど、何かそういうことで、ちょっと手を打ってもらったことがありますか。これも危機管理の一つだと思うんですが、どうですか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

このパイプラインのことについては、土地改良区はどのような対応をされてるんですか。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

今議長笑ってますけども、話がちょっと、とってんつがらねとこに行きそうな感じでですね。町長、そのあたりもちちゃんと、あれを、よく皆さんの声を聞いて、農家の人たちに聞いてみてくださいよ。水が足りなくて土地改良区なんか、イオン機能、エンジンポンプをフル活動、朝昼晩、この4月5月6月、もう大変な目に遭ってますよ。その辺もちちゃんと、町民の皆さんの意向を聞くなり、そういうことをやってみてください。これも危機管理の一つだと思います。何かあったとき、米づくりなんかができなくなれば、一発だと思います。前もだから、電気のことを何回も言いましたよね。停電すれば、パイプラインも水道も全部大変なことになるということ。真剣に考えていただきたいと思います。これが危機管理についての自分の質問でした。以上です。

議 長（田之畑）

それでは次に、6 番 泊重巳議員の発言を許します。

6 番 泊議員。

6 番（泊）

私も先に通告いたしておりました、令和4年度施政方針について、町長にお尋ねいたします。幾つかございますので、一問一答方式で簡潔にお願いいたします。

まず始めに、定住促進住宅用地貸付事業についてでございますが、人口減少対策として、定住促進住宅用地貸付事業を推進され、執行部の御努力により、第5次定住促進貸付地も、全区画契約済みとなっております。今後もこの定住促進住宅用地貸付事業を継続されるのか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

現在のところ、定住促進住宅用地貸付事業を行う予定はございません。その理由といたしまして、定住促進貸付けの近くで民間資金を活用した集合住宅の建設が、近年3か所完成しており、今後もさらなる建設の可能性があるということ。さらには、同様にその近辺で、同様に民間事業者による宅地分譲地の販売が行われているという状況が見受けられるからでございます。そのような中、町が住宅用地貸付事業を行えば、民間事業者による自主的な、このような取組機会を奪ってしまうことにもなるからでございます。一方、住宅排水の問題もあります。定住貸付地だけでも、200棟近い

住宅が建ち並んでおり、長雨時には、排水路の越水が原因で被害が発生する危険があります。さらなる定住促進事業の前に、まずは排水対策を急がねばならないという事情があるからでございます。

以上、申し上げた事項が解消したならば、財源状況を見ながら、町による定住促進住宅用地貸付事業を再開することも考えているところでございます。以上です。

議 長（田之畑）

6 番 泊議員。

6 番（泊）

ただいまの答弁は、民間の集合住宅が建設されているということで、現在のところ予定はないということでございますが、第5次の定住促進住宅用地貸付事業は、町外からの方を対象にした貸付事業でございまして、東串良町が今進めております、人口増の図るための目的に沿った、大変よい事業でございます。今後進める場合は、場所等もですね、排水事業の問題もございますので、考慮して進めていただきたいと思います。

次に、本年度もふれあいの森の町有林に宿泊用ドームハウス2棟を建設計画でございしますが、どのような経済効果を考えているか、またドームハウス内の掃除、寝具等は誰が管理されるのかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

経済効果があることを念頭に、本年度2棟のドームハウスを整備いたしました。令和4年度も2棟整備したいということで、当初予算案にも関係経費を計上しているところでございます。観光宿泊施設として、ドームハウスは鹿児島県内初であります。九州では、阿蘇ファームランドのドームハウスが有名でございますが、関東圏でも整備されている自治体がありますが、予約が非常に多いと聞いております。全国で販売されているアウトドア専門雑誌にも掲載し、施設や町の魅力を発信していく予定です。町内のサービス業や飲食店、小売業等の事業者の皆様のところでもお金を消費していただけるよう、努力していきたいと考えているところでございます。また、旅行ツアーメニューといたしましては、株式会社おおすみ観光未来会議と連携し、町内飲食店での食事付きドームハウスの宿泊券や、町内タクシーで町内を周遊していただくことも考えております。町内、県外からの多くの皆様にお越しいただいた際、町といたしましても、町内事業者の宣伝を行います。民間の事業者の方々も、今まで以上に知恵を絞り、工夫していただき、来町者に立ち寄って、お金を消費していただけるような環境を自ら整えていただければ、必ずや経済波及効果が年々高まっていくものと確信しております。なお、管理につきましては、円山公園管理センターMARUMARINEの職

員で対応いたします。以上です。

議 長（田之畑）

6 番 泊議員。

6 番（泊）

今議会の議案第4号の東串良町円山公園周辺施設条例につきましては、主にドームハウスに関する条例の制定でございますが、指定管理者をお願いされる計画があるかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今のところ考えておりません。以上です。

議 長（田之畑）

6 番 泊議員。

6 番（泊）

施設をつくれば、維持費、管理費が必要でございます。今後の財政状況を十分に考慮していただきたいと思います。

次に入りますが、町長は就任以来、ずっと姉妹都市を言っていच्छやいますが、まだ選考は決まっていな、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

先ほどもお答えしましたけれども、私、子供たちに夢をといつも言っておりまして、この夢が、姉妹都市、姉妹校でもあります。これを実現すべく、いつも考えておりますけれども、今現在、姉妹都市友好締結の話を持ちかけてみたいという自治体はございますけれども、しかしながら、新型コロナウイルス感染リスクがある現時点におきましては、まだまだ身動きが取れない状況であります。感染状況を注視し、先方にも迷惑がかからないタイミングを見計らって、対応してまいりたいと考えております。ちょうど今、いい機会というか、我が町も泊まれるドームハウスを建設中というか、今年また2棟できますので、余計泊まる、宿泊の場所もできるんじゃないかなと考えております。以上でございます。

議 長（田之畑）

6 番 泊議員。

6 番（泊）

施政方針の中には、観光資源とか、歴史的に共通する姉妹都市を考えていらっしゃるようですが、できるだけ早く決めていただき、町民の交流を深めていただくよう、要請いたします。

次に新規事業として、池之原大隅線改良舗装事業が計画されておりますが、現段階で交通に支障があるかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

現段階で交通に支障があるかということですが、今のところ支障はございません。それと、住民の方々からまた陳情書が上がっておりまして、この案件につきましては、昨年9月議会に置いて、附帯決議もされましたけれども、その後、県の建設課のほうへ返しまして、これを何とか見直しはできないかという要望をいたしましたけれども、また県のほうから、1か月遅れでまた来て、これはいい補助制度の補助金の中の事業ですから、ぜひ取り組んでいただいて、変更は、見直しはきかないということを、また返されたものですから、再度また上げる事業でございます。

議 長（田之畑）

6 番 泊議員。

6 番（泊）

ただいま町長のほうから答弁がございましたけれども、昨年の6月の第2回の定例議会におきまして、池之原大隅線の測量設計管理業務委託料は1400万円の計上され、承認されましたけれども、附帯決議がなされました。この附帯決議の内容につきましては、この路線の隣接地に、陥没により、多額の町費を執行したにぎやかタウン雪山がございます。この路線が拡幅され、改良舗装工事が行われれば、大型車両等の交通量が増えることが予想され、交通の振動で、隣接するにぎやかタウン雪山の敷地は、まだ根本的な対策はされておらず、また陥没するのではないかと危惧しております。

また、何か所も道路の陳情箇所が出されており、未処理となってるようですので、調査を行い、緊急性、危険性の高い道路から順次整備するように求めた附帯決議でございます。町長はこの附帯決議をされ、どう思われましたか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

この国道220号線と並行して走る、防災道路上、重要な道路でございますので、地域住民からも、先ほども言いましたけども、道路改良等を求める要望書も提出されております。さらに、先ほども言いましたけども、県より社会資本整備総合貢献事業で整備する旨の採択もいただいております。これは大変有利な補助事業ですね、事業に対しまして、補助率約60パーセントの利点ある事業でございます。従いまして、以上の理由を含めて、規格にあった道路整備を行う必要があることから、現段階での支障の否かにかかわらず、今後のまちづくりに欠かせない路線でもございますので、どうか御理解いただければありがたいと思っております。

議 長（田之畑）

6番 泊議員。

6 番（泊）

私は、安全、安心して通行できる道路整備には大賛成でございます。しかし、池之原大隅線につきましては、まだにぎやかタウン雪山の陥没対策も十分になされずに、いつ陥没するか分からない状況でございます。北側の7棟につきましては、曳家や買取りをして解決しておりますが、池之原大隅線を大型車両等が通行し、南側の敷地にもひび割れ、陥没した場合には多額の費用がかかります。先ほど町長が答弁されましたけども、5600万ぐらいの事業の中で、2500万ぐらいは補助事業があつて、もったいない気がしますけども、今後は、このにぎやかタウン雪山が、十分な陥没対策もせずに、危険性がなくなってから、池之原大隅線の改良舗装工事をされることを希望しますが、どうでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今議員おっしゃいました、陥没の住宅、雪山の陥没時のところ、南側は大丈夫なんですけど、今の北側を曳家をした、今3件残っておりますけれども、あの方々については、そのまま、今状況というか、検査も今、仕方ですので、大丈夫といえば大丈夫なんですけれども、できるだけ、線路側に寄せてつくったものですから、ああいう陥没も起きたことでありましてですね、できたら、できるだけ線路を除いた、省いたところは大丈夫なところなんですよ。私もちょっと、そのときはもう、見ておりましたけれども。まあ、それまで、企画課長にその、今あそこの調査というか、やってることをまた補足説明をさせますから。

議 長（田之畑）  
企画課長。

企画課長（中 島）

ただいま議員より、にぎやかタウン雪山の話がございました。当時いろいろと陥没問題がございまして、町民の皆様にご心配をかけたところでもございました。そういった中、必要な補修工事は行ったところでございます。薬液注入とか、そういったものをして、家に支障が出ないようにというような形で、対策は行ってまいりました。その後、定期的に、年に2回専門業者に調査をしていただいております。基準点を、確か約二十二、三か所だったと思いますけれども、常に場所是一緒ですが、基準点を設けまして、その沈下の状況を、年に2回、常に調査をしていただいております。そういった中、特に家に支障があるような状況というのは、報告はされない状況でございまして、その専門の業者方からも、資料に基づいて報告を受けてるところでございます。ただ、北側の一番大崎町側のところにつきましては、ちょっと雨樋が外れて、水が流れ込んで、ちょっと何十センチか穴が開いてるというような状況がございまして、しばらく様子を見たところ、それ以降の深い状況はなかったもので、一応埋め戻もどして、その後、経過を観察してはいますが、何ら変更は見られないという報告を受けております。以上でございます。

議 長（田之畑）  
6番 泊議員。

6 番（泊）

ただいま企画課長のほうからでもございましたけども、現在調査をしてるってことでございます。北側のほうも、このような陥没というか、これによって、このといんかが壊れてるか分かりませんが、このような状況の中で、池之原大隅線を改良舗装することは、将来にわっせ不安をもたすわけですよ。今のこの5600万予算が計上されておりますけれども、これを今度の次の定例議会、6月ですね、ところで、全額減額される考えはないか、町長にお尋ねいたします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

いや、その気持ちはございませんので。できるだけ今回は、上げさせていただきたいなと思っておりますので、よろしく御理解くださいませ。

議 長（田之畑）



6 番 泊議員。

6 番（泊）

減額の予定はないということでございますが、町長もこのにぎやかタウン雪山には、議員時代から大変な苦勞をされておりますので、十分分かっていらっしゃると思います。将来に不安を残す行政だけは気を付けていただくよう、要望いたします。

次に、公共施設の整備について質問いたします。本町の今後の公共施設の在り方について、基本方針を示すことを目的とした、東串良町公共施設等総合管理計画が、平成29年3月に作成されておりますが、これに基づいて事業を行っているかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、平成29年3月に本計画を策定しております。本計画では、町の現況や施設の状況を調査、診断し、今後の公共施設の在り方について、基本方針を定めたものであります。本計画に記載しているとおり、各公共施設を今後10年間で、用途廃止を行っていくのか、維持保全していくのかなど、五つの分類に位置づけしております。分類分けを行った結果、築年数や施設の老朽化により、用途廃止に分類された施設は、解体や更新を行っている状況でございます。具体的には、柏原保育所団地や児童館、柏原派出所団地、弓道場の廃止解体や、各学校校長、教頭住宅の更新を実施しており、今後も町の財政状況を踏まえて、順次用途廃止や複合化、更新等を検討してまいります。また、令和2年度に国が基本計画を、改定を実施したことに伴い、本計画についても今年度計画の見直し及び個別計画を策定中でありますので、見直し後の計画により、適切な管理を実施したいと考えているところでございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

6 番 泊議員。

6 番（泊）

また、東串良町過疎地域持続的発展計画に今申し上げました、東串良町公共施設等総合管理計画等との整合がございます。内容につきましては、公共施設個別施設計画を策定し、公共施設の更新時期及び費用見込みを整理し、施設の集約化及び複合化等による再配置を進める計画でございます。本町の高齢者福祉センターは、1975年に、総合センターは1982年に建設され、40年を経過しております。老朽化が進み、大規模改修が必要となっておりますが、大規模改修に当たっては、どの施設との

複合化を考えているか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

あくまでも選択肢の一つといたしまして、議員のおっしゃるとおり、40年を経過し、利用頻度が高く、避難場所にも指定されてる総合センターと、さらに年数が経過してる高齢者福祉センターの複合化がまず考えられます。ただし、平成29年3月に策定いたしました東串良町公共施設等総合管理計画におきましては、両施設とも複合化を含む更新検討ではなく、現状維持の維持保全という簡易評価がなされております。本年度中に計画の見直しもなされる予定であります。両施設につきましては、確定ではありませんけれども、引き続き、同様の簡易評価がなされるのではないかと考えております。仮に、先ほど申し上げました、施設の複合化を行おうとした場合、多額の費用が必要となります。東串良町公共施設等整備基金も令和3年5月末時点で約2億円程度でありますけれども、補助金や起債を充てたとしても、財源のめどが立っているという状況にはございません。従いまして、施設の複合化の可能性も維持しつつ、両施設につきましては、必要に応じ、改修を行いながら、公共施設等整備基金の積み増しを行っていきたいと考えております。以上でございます。

議 長（田之畑）

6番 泊議員。

6 番（泊）

ただいま町長の答弁もございましたけれども、今現在、公共施設等整備基金が2億円ほどございますが、今後、今総務課長のほうにも、財調の代わりにこの基金を積んで、将来的に公共施設の整備を図って下さいということで、お願いはしておりますけれども、今後このような基金を積む計画があるか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、令和2年の決算で、2億4万114円であります。本基金につきましては、平成30年9月に公共施設等の建設改修または維持管理に要する経費の財源確保のため、基金条例を制定いたしました。現在まで、当初積み立てた金額の2億円ですが、今後につきましては、議員指摘のとおり、公共施設の老朽化

等による立て替えと予測されますので、財源の状況を見ながら、対策を講じていきたいと思っているところでございます。

ちなみに、令和4年度当初予算において、公共施設等整備基金に2500万円の積立金として、予算を計上させていただいております。今後も継続的に基金を積立て、公共施設の更新及び維持補修に活用していきたいと思っているところでございます。以上です。

議 長（田之畑）

6番 泊議員。

6 番（泊）

東串良町公共施設等総合管理計画によりますと、将来更新費用の推計では、40年間に推計総額221億8,000万円となり、年の更新費用の平均は、5億5,000万円推計されております。本町の公共施設は、4割程度の施設が30年以上経過していますので、大規模改修が急務でございます。今後、基金の積立てが必然的に必要になってまいりますので、今のうちに、少しでもたくさん基金を積んでいただきますよう、要望いたします。

次に、本町の小学校中学校のいじめ、不登校の状況について、教育長にお尋ねいたします。またいじめ、不登校があるとしたら、児童相談所との連携は図られているかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

お尋ねにお答えします。まず、学校から報告がありました。昨年度あるいは本年度の分は2月までですが、いじめの状況から説明いたします。小学校は令和2年度6件、3年度4件、中学校が2年度が1件、3年度は0件です。小学校の事例内容としては、同級生の女子から仲間はずれにされた、裁縫道具が隠されて、翌日見つかった、特定の友達からにらまれ、無視されたというようなものでした。昨年度も似たようなレベルのことであり、いずれも3か月間の経過観察の後、解消済みです。中学校の事例は、男子のスリッパがぬれていたとされていたというものでした。これも、小学生の事案と同様に、大きな問題にはなっておらず、解消したと考えております。いじめの認知は、子供たちの学びの場の数と捉え、いじめを把握するための客観的なアンケートを毎月実施するように指導しているところです。

次に、本年度2月までの不登校の状況を説明いたします。不登校は、30日以上欠席の人をカウントします。小学校は3年度一人、2年度はいませんでした。中学校は3年度9人、2年度は5人でした。継続が6人、新規が3人です。3月9日の南日本新聞に、コロナが不登校の一因になっているというような意味の記事がありました。

本町の4人増にも関係があるかもしれませんが、正確な分析は今のところはできておりません。不登校の理由は人それぞれで、その人数分だけ理由があると言われるほどです。本町の欠席の理由としましては、複合的な理由、または特定できない人がほとんどであり、強いて言えば、無気力が半数です。特に中学校3年生は、何をきっかけにしてでもよいので、次の進路先で勇気を持って一歩踏み出し、自分の足で歩き始めるように期待をしています。また、児童相談所との連携が図られているかという質問がありましたが、いじめや不登校の事例で直接相談をするということはありません。保護者の子供に対する虐待とかネグレクト、あるいはその他の特別な支援等が必要な事案が生じた場合は相談することになります。本町の事例では、家庭環境に大きな問題があったことから、ケース会議の開催依頼があり、児童相談所、本町福祉課、家庭相談員、おおすみくらしサポートセンター、それに教育委員会職員で、どう支援し対応するか等の会議を開きました。複数の目で見守ることで、大きな改善が見られた事例がありました。また、福祉課と連携して、家庭への支援として介入したりすることもありますし、児童相談所での発達検査を元に療育手帳を取得して、鹿屋養護学校への入学を承認していただいた事例もあります。さらに、数年前は、警察の協力も得ながら、児童相談所に一時避難させた事例もあります。このような場合は、児童相談所に限らず、必要な関係機関と相談し、また協力をいただきながら、その児童生徒にとって、そのときの最善の対応策が取れるように相談し、連携を図っているところです。以上です。

議 長（田之畑）

6番 泊議員。

6 番（泊）

不登校にはいろいろ、経済的とか家庭的な、いろんな事情があると思いますが、将来を担う児童生徒でございますので、十分な対策をしていただくよう要望いたします。

次に、タブレット使用についてお尋ねいたします。昨年度導入いたしました、タブレット活用の充実を図るため、フィルタリングソフトの導入された場合、持ち帰ることを計画されておられますが、問題はないか、また、校務支援システムの導入による、学校職員の業務改善の内容もお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

タブレット持ち帰り学習につきましては、鹿児島県全ての市町村で令和4年度から実施される予定です。本町におきましても、令和4年度当初予算にフィルタリングソフトを計上してあります。議会での承認が得られましたら、学校現場では情報担当者

に今後の使用についての準備や作業の流れ、注意等を説明をし、一般の職員にも説明をしていただくつもりでいます。その間、事務局としては、諸事務手続の準備をして、子供たちになるべく早く使用できるように努力したいと考えています。フィルタリングソフトを導入することで、大半の有害サイト等に制限がかかり、安心して学習できると考えています。フィルタリングには時間制限の機能も付いています。例えば、夜の9時までの学習として設定しますと、その後の時間は制限がかかり、タブレットが使えなくなるという機能も付いています。また、令和3年11月に、町内の小中学生の保護者に、家庭のWi-Fiについてアンケートを実施しました。その結果、93パーセント以上の家庭にWi-Fiが接続されており、持ち帰り学習が実施できると考えています。残りの接続されていない家庭には、ルーターを貸出しできるように準備して、家庭での学習に取りこぼしがないように進めていくつもりです。

あと、何か追加の質問みたいになってたと思うんですが、校務支援ソフトでしたっけ。これはですね、先生方職員のためのソフト、つまり、今手書きでいろんな成績処理をしたり、例えば、次に送る書類、あるいは高校に出す入試のときの書類、いろんな、あるいは日常の欠席その他ですね、全部今手書きでやってるんですが、それをパソコンでといいますかね、全部入力して、その次にどんどんつないでいくといいますかね、簡単に言えば、そういうソフトです。もう、ほとんどどこもですね、県下入っております。この肝属近辺もですね、入っております、まだそれをできてないのはうちだけだと。本来ならですね、去年というか、今年度から入れる予定で、する予定だったんですが、去年急遽、タブレットをしてる自治体というのがばんと出てきてですね、そっちのほうに予算回した形で、少し予定が遅れて、今年度、そういう計画といたしますか、予算計上をお願いしたところです。以上です。

議 長（田之畑）

6 番 泊議員。

6 番（泊）

タブレットを持ち帰ることによって、壊したり、またなくしたりした場合の責任等もございますので、十分に検討され、決めていただくよう要望いたします。

では、私の一般質問はこれで終わります。

議 長（田之畑）

ここでしばらく手洗い休憩します。

暫時休憩します。

休 憩 午後14時10分

再開 午後14時20分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番 児玉勇治議員の発言を許します。

2番 児玉議員。

2 番（児玉）

通告に従いまして、2点質問させていただきます。まず1点目ですが、コロナ対策についてであります。町長の施政方針に新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に特に留意するとありました。担当課の職員によりますと、令和2年7月から令和3年12月までのコロナ感染者は8名で、令和4年1月から本日までの感染者は63人だそうです。合計は71名です。今年は特に、幼児、児童、生徒がコロナにかかった例が多く、学校関係者の方々の苦労は多かったと思います。今も毎日のように、コロナが出ているわけですが、まず、保育園で幼児が10名いたとすると、その幼児1名がコロナにかかると、その部屋は全部がコロナの濃厚接触者として扱われるんじゃないかと思います。というのは、幼児はいはいをしたりだから、その辺をよく歩き回るものですから、それでだとは思いますが、本町の学校では、学級でコロナが発生しても、子供の周辺の子供たちの検査は実施されてないと思います。それは、保健所が濃厚接触者じゃないからだとは思いますが、現状としては、本町で発生したクラスのその子供のその周辺の子供から、コロナにかかったという実例があると思います。保健所の指導を待つのではなくてですね、学級に担任がいらっしゃいますので、状況を聞き、クラス全員は無理としてもですね、周囲の子供たちだけでも、検査の実施はできないものでしょうか。それはやっぱり、保健所の指示を待たないといけないかをお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まった当初は、保健所が濃厚接触者に認定したり、症状がある方が、保健所や医療機関に相談して、限られた方々が行政検査として検査を受けていたところでございます。中には、自主的に自費で検査を受けられる方もいらっしゃいました。従いまして、検査を受けることは、当初から全て、保健所の指示がないと受けられないということではありませんでした。

現在、感染者の爆発的拡大により、検査機関拡大、検査キットの普及など、検査を受けられる環境も広がってきております。これによりまして、県が設置する無料検査機関も県内に数多く設置されております。近隣では、鹿屋市に4か所、志布志市に2か所設置されているところでございます。この検査機関は保健所の指示とかではなく、

周囲の感染者が確認されるなど、感染を心配する、いわゆる念のために検査を受けたいと思われる方も検査を受けられることとなっておりますので、ぜひ県のホームページ等で御確認いただくか、福祉課にお問合せいただければありがたいと思っております。以上です。

議 長（田之畑）

2 番 児玉議員。

2 番（児 玉）

今、町長の話でも、鹿屋市近辺なんか入れて4か所もあるって聞いてびっくりしたんですが、自分的には、リナシティだけがPCR検査の、無料でやってるって聞いたんですよ。1か所であれば、もうそこに、時間がすごくかかって、人数も制限があるので、無理じゃないかと思ったんですが、今の町長の話聞けば、いっぱいあるので、できると思います。それで、今言われたとおり、肝付町、鹿屋市でも一般の病院なんかでも、検査はできると思うんですが、PCR検査費用はかからないと思うのですが、その他病院に、コロナのことで行った、そのことで医療費が出た場合に、そのクラスの周辺の、出たクラスの子供たちだけでも、全部は無理だと思いますんで、医療費は、できないもんでしょうか、そこを伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

保健所が検査が必要として実施する行政検査は無料で受けられますが、それ以外の検査は、必要以上の検査ということになりますので、検査は有料となります。この有料扱いとなる検査費用について、町で負担できないかとお尋ねではありますが、必要以上の検査を受けることに対し、費用負担を行うことは、公平性の観点から、現時点での、町の費用負担は考えておりません。確かに近隣の市町では、PCR検査費用の一部補助を実施しているところもありますが、本町ではこれまで、本町独自のえがお給付金を町民お一人お一人に、計4万円給付しており、できればこのようなときに、この給付金を活用していただきたいとの思いも、えがお給付金には込められて、させていただいているところでございます。そんなお金はもう使ってしまったぞと思われるかもしれませんが、ほかの市町にはない、本町独自の、全ての町民に公平に給付する補助金の考え方を御理解いただければありがたいと考えているところでございます。以上です。

議 長（田之畑）

2 番 児玉議員。

2 番（児 玉）

ただいま、町長から、町の負担はなしということを聞きました。公共施設の利用もなんですが、医療費のことも含めて、町独自の取組を無理とは言わったんですが、もう一回考えていただければと思っているところです。

今の質問で、ええとの、次の質問に移りたいんですが、次は、感染症対応の業務継続計画、BCPというそうですが、この質問に移らせていただきます。先日の、県議会の一般質問に対しても、県の回答が示されていましたが、本町は既に、この計画は作成されていると思います。幸いなことに、本町の役場において、クラスターは発生していませんし、業務に支障が出たことも聞いていません。もし業務に支障が発生するような事態が生じたとき、職員が対応できる業務の書面化や教育、訓練がなされているかを伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

本町の業務継続計画につきましては、令和2年9月に策定しております。具体的には、その優先度に応じて、通常業務をAからCに区分し、それとは別に、新型コロナウイルス感染症の発生時に、応急的対応をするため、新たに発生する業務として、緊急対応業務を加え、合わせて4つの区分を設けております。区分内容は、非常時優先業務として、緊急対応業務と、区分Aとに区分し、非常時優先業務を遂行するために、縮小または延期する業務を区分B、中止する業務を区分Cとしております。区分Aから区分Cの業務は、全て課内において、正担当と副担当を配置しておりますが、緊急対応業務につきましては、クラスター等が発生し、業務の遂行が困難となった場合でも、職員の出勤状況にかかわらず、継続して実施しなければならない業務であります。大変困難な業務の遂行になろうかと思いますが、円滑な業務の継続ができますよう、課外の業務経験者など、応援態勢の構築もかかっているところでございます。議員お尋ねの教育や訓練等については行っておりませんが、業務継続計画書に基づく職員の理解と協力によりまして、十分対応できるものと考えております。

なお、オミクロン株の感染拡大を受け、去る1月28日の対策本部会議におきまして、業務継続計画の再確認をするよう、各課長に指示を行ったところでございます。以上です。

議 長（田之畑）

2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

ただいま町長の話によりますと、教育訓練はなされていないということでしたが、以



## 会 議 の 経 過

前薩摩川内市水道局は、41人が、全員がコロナにより自宅待機が、県から要請されたそうです。そこで市は、水道局の勤務員に、経験者、その他の職員、技術職と事務職、管理職2名の40前後を確保して、この困難を乗り切ったとありました。待機中の職員が最も威力を発揮したのが、テレワーク用のパソコンだったそうです。パソコンで漏水対応、設備点検の指示は、特に役に立ったとありました。役場は、行政サービスをストップさせないようなことを念頭に、今回の業務も参考にしながら、感染症対応が行われることを希望しまして、私は二つ目の本町の観光について、質問を移りたいと思います。

町長の施政方針にありました観光事業についてであります。令和4年度の予算にも計上されています。先ほど、同僚議員の質問からでも、宿泊用ドームハウスの2棟についての質問もありましたが、この宿泊用ドームハウス2棟は、いつ頃開所されるかを、予定があれば伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

ドームハウスは、先月の2月15日に完成しましたけれども、開所までの手続きといたしまして、消防法に基づく、消防署より立入り検査を受け、円山公園周辺施設条例の議決書を添えて、鹿屋保健所へ、簡易宿泊所の登録申請を行い、全ての条件を満たし、許可等がなされた後、予約受付を開始することになりますので、今のところ、4月下旬のゴールデンウィークからのオープンを予定しております。以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

柏原海岸と円山公園ふれあいの森の松林内清掃作業により、柏原海岸は見違えるように美しく変化しました。観光客も、以前と比較すると増加し、オミクロン株が発生する以前は、一日10組のキャンプ客や、イベントを開催すれば、数千人の来客があったと聞いています。今、MARUMARINEを拠点にイベントの計画、開催が企画課、まちおこし協力隊、商工会等を中心に行われ、関係されている方々の努力のたまものだと思います。そして、町長の述べられている、スポーツツーリズムによる周辺観光や飲食の経済効果、また、株式会社おおすすめ観光未来会議との連携による構想、例えば、先ほど町長はタクシーを使って、町内一周とか言われたんですけど、私は、サンフラワーを利用して、なおかつ、そのサンフラワーの方々が、自転車を借りて、町内一周をするよとか、そういう構想があれば、その構想のほうをちょっと町長に聞いてみたいんですが、どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

町総合体育館や、コミュニティ広場、マリンスポーツ、松林トレッキングなど、スポーツコンテンツをより魅力化することで、スポーツと文化、観光が一体化したスポーツツーリズムを推進していくものでありますので、経済効果につきましては、短期的なものではなく、移住、定住者の増加や、新規事業者の参入など、中長期的に町の活性化を図り、新しい旅行、観光の商品化に取り組んでまいりたいと考えております。

また、株式会社おおすみ観光未来会議との連携につきましては、ふれあいの森キャンプ場を大隅半島のアウトドアスポットとしまして、イベントの開催や、モニターツアー事業などを検証し、体験者のニーズ調査などを踏まえた上で、旅行商品化と情報発信の推進に努めていきたいと考えております。

なお、令和3年度は、サイクリング観光促進事業といたしまして、サイクリングマップを作成いたしました。本町におきましても、サイクルサポート施設として、物産館及び、MARUMARINEでサイクルスタンドや、自転車用工具、空気入れ、のぼり旗を設置し、MARUMARINEを拠点としたレンタサイクル事業を、令和4年度4月から運用予定でございます。志布志湾一帯や古墳巡りなどを楽しむルート設定も案内していく予定でございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

ただいま町長から構想を聞いて、わくわくしてる場所もあるんですが、これはまだ一つの案なんですけど、以前町長にも伺いましたよね、柏原にバイクツーリングの憩いの場を開設したいというのがあったんですが、ちょっと立ち消えたんですけど、再びまた相談を受けまして、ツーリングのこれは、できないものかなという感じだったんですが、この場所は、柏原通りの中心部で、近くにはガソリンスタンドがあります。鮮魚店があります。電灯や菓子店があつてですね、ライダーの要望には対応できる場所だと、私は思っています。もちろん、観光の拠点はMARUMARINEなんですけど、ここでは、ライダーに、そこで休憩してもらって、そこから歩いてですね、海岸のほうに行くんですが、そのときに、神武天皇の発祥の地、戸柱神社、キャンプ場、ドームの宿泊施設、そして、MARUMARINEのコースを想定してます。このことを、ライダーにってもらって、情報発信を全国なら全国にやってもらいたいというのが、構想なんですけど、本町では、豊栄ひっとべ会がNPO法人を立ち上げたように、補助金、助成に向けての活動や努力が、またこれをするためには必要だと思っているんですが、もう一つ出てきたのが、建物の裏側を利用して、子供や老人が集えるような集会所みたい

な話も出たんですが、これは補助金なんかの問題が大きくて断念したところであります。そこで、NPO法人や観光問題で、町に相談した場合、どのような援助なんか、助言なんかを頂けるかを、ちょっと教えてほしいんですが。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

MARUMARINE施設におきましては、チャレンジブースやデッキテラスなど、店舗を持たない事業者やワークショップ、カフェなど、様々な形態で新たな事業展開及び新たな商品開発、売上げ拡大など、チャレンジを志すスペースを設置しております。合わせまして、イベント等を開催するなど、地域振興、地域経済の活性化につながる施設を目指し、オープン当初から、メディアや関係機関と広く周知を行ってきたところでございます。

また、MARUMARINEに地域おこし協力隊が常勤しておりますので、イベントや、新規事業所のPR、まちづくりについて、相談窓口として活動も行っております。

さて、お尋ねの柏原北通りのバイクツーリング休憩所開設に向けてのNPO法人設立につきましては、県の許可、認可となり、所管庁は鹿児島県民交流センター共同活動推進課で行っております。立ち上げや補助金等についてのサポートは、鹿児島NPO支援センターで行っておりますので、町といたしましては、その専門の窓口を案内しているところでございますので、ぜひ町のほうにもお越しいただければ、相談に乗ると思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）  
2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

NPO法人の立ち上げや資金の問題等、いろいろありますので、柏原の人たちの意見もいろいろ聞き、いろいろ参考にしながら、前向きな努力が必要だと感じたところです。東串良町は、海岸があります、どこにもないようなですね。そして、唐仁古墳群もあります。そして、京都の修学旅行生が来て、地引き網を引いたとも聞きました。ただ、宿泊施設とですね、柏原には食事処がありません。コロナが収束して、宿泊用ドームの利用者が増えて、今後も増設があることから、宿泊客の増員も期待するところです。令和3年10月1日、人口調査結果では、人口増加あったのが、県下で5市町村だけでした。その中に、東串良が含まれており、37名の増加とありました。定住促進住宅や集合住宅などの建設があって、住みよい町だと思われているからだと、私は、東串良は思ってます。今後は、柏原海岸、唐仁古墳群、そして、ひっとべ会を中心にした観光の町として、本町がさらに飛躍することを期待しまして、私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

以上で一般質問を終わります。

続けて、議事を進めますが、よろしいですね。

◆ 日程第2 議案情第14号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第11号）

議 長（田之畑）

日程第2 議案情第14号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第14号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第11号）採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第3 議案第15号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議 長（田之畑）

日程第3 議案第15号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これから議案第15号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第4 議案第16号 令和3年度東串良町介護保険事業（保健事業勘定）特別会計補正予算（第4号）

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

次に日程第４ 議案第１６号 令和３年度東串良町介護保険事業（保健事業勘定）特別会計補正予算（第４号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る７日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これから議案第１６号 令和３年度東串良町介護保険事業（保健事業勘定）特別会計補正予算（第４号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第５ 議案第１７号 令和３年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第２号）

議 長（田之畑）

日程第５ 議案第１７号 令和３年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

## 会 議 の 経 過

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る 7 日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これから議案第 17 号 令和 3 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第 6 議案第 18 号 令和 3 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

議 長（田之畑）

日程第 6 議案第 18 号 令和 3 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る 7 日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

議 長 (田之畑)

これから議案第18号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

議 長 (田之畑)

これで、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、3月17日午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会します。

散 会            午前 2時48分



## 令和4年第1回東串良町議会定例会（第3号）

開 会 令和4年3月17日 午前10時44分  
閉 会 令和4年3月17日 午後 0時50分

### 出席議員（10人）

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 小川 香織  | 2番 児玉 勇治  |
| 3番 瀬戸山 譲一 | 4番 牧原 完治  |
| 5番 西園 貞美  | 6番 泊 重巳   |
| 7番 前田 隆   | 8番 上園 ミキ  |
| 9番 宮地 利雄  | 10番 田之畑 稔 |

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

|           |          |
|-----------|----------|
| 3番 瀬戸山 譲一 | 4番 牧原 完治 |
|-----------|----------|

### 職務のため出席した者の職・氏名

|      |       |    |       |
|------|-------|----|-------|
| 事務局長 | 浜屋 啓子 | 書記 | 大園 保広 |
|------|-------|----|-------|

### 地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

|        |         |                  |         |
|--------|---------|------------------|---------|
| 町 長    | 宮 原 順   | 住民課長             | 田 尾 勝   |
| 副町長    | 畠 中 勇一郎 | 企画課長             | 中 島 孝一  |
| 会計管理者  | 有 嶋 義 昭 | 農地課長兼農業委員会事務局長   | 前 田 秀 一 |
| 総務課長   | 江 口 勝 志 | 管理課長兼学校給食共同調理場所長 | 中小野田 輝幸 |
| 農林水産課長 | 瀬戸山 雅 樹 | 社会教育課長           | 吉 留 潤一郎 |
| 福祉課長   | 吉 永 広 史 | 総務課長補佐           | 上 野 史 生 |
| 税務課長   | 東水流 勝   |                  |         |
| 建設課長   | 宮 地 利 行 |                  |         |

|           |        |
|-----------|--------|
| 議 事 日 程   | 別紙のとおり |
| 会議に付した事件  | 別紙のとおり |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |

## 議 事 日 程

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 陳情第13号 東串良選果場新築工事の助成に関する陳情書（委員長報告）
- 日程第 3 陳情第14号 町道寺町線の道路拡幅について（委員長報告）
- 日程第 4 発議第 4号 ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議
- 日程第 5 発議第 5号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書
- 日程第 6 議案第 3号 東串良町総合振興計画の策定について
- 日程第 7 議案第 4号 東串良町円山公園周辺施設条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5号 東串良町消防団の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6号 東串良町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第 7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 8号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 9号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第10号 東串良町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第11号 東串良町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第13号 東串良町公営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第19号 令和4年度東串良町一般会計予算
- 日程第18 議案第20号 令和4年度東串良町国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議案第21号 令和4年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算

日程第20 議案第22号 令和4年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算

日程第21 議案第23号 令和4年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算

日程第22 議案第24号 令和4年度東串良町水道事業会計予算

日程第23 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

## 会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 陳情第13号 東串良選果場新築工事の助成に関する陳情書（委員長報告）
- 日程第 3 陳情第14号 町道寺町線の道路拡幅について（委員長報告）
- 日程第 4 発議第 4号 ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議
- 日程第 5 発議第 5号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書
- 日程第 6 議案第 3号 東串良町総合振興計画の策定について
- 日程第 7 議案第 4号 東串良町円山公園周辺施設条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5号 東串良町消防団の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6号 東串良町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第 7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 8号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 9号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第10号 東串良町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第11号 東串良町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第13号 東串良町公営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第19号 令和4年度東串良町一般会計予算
- 追加日程第1 発議第 6号 議案第19号「令和4年度東串良町一般会計予算」に対する附帯決議（案）
- 日程第18 議案第20号 令和4年度東串良町国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議案第21号 令和4年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算

- 日程第20 議案第22号 令和4年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算
- 日程第21 議案第23号 令和4年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第24号 令和4年度東串良町水道事業会計予算
- 日程第23 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

## 会 議 の 経 過

開 会 午前10時44分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。  
直ちに議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第1 議員派遣の件を議題とします。  
お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により、別紙のとおり派遣することにし  
たいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり派遣することで可決されました。  
お諮りします。

ただいま議決された議員派遣の件について、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議  
員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件について、変更があった場合、議長に一任することに決定  
しました。

~~~~~

### ◆ 日程第2 陳情第13号 東串良選果場新築工事の助成に関する陳情書

議 長（田之畑）

日程第2 陳情第13号 東串良選果場新築工事の助成に関する陳情書を議題としま  
す。

本件について、委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員会委員長 上園ミキ議員。

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

ただいま議題となりました陳情第13号 東串良選果場新築工事の助成に関する陳情書について、委員会での審査結果を報告します。

本件の審査は3月10日に委員会を開き、現在の東串良選果場に赴き、施設の状況や陳情の内容について、陳情者代表等に説明を求め、また町当局の対応等について農林水産課に説明を求めて審査しました。

ピーマンの選果場は、平成元年に整備され、その後、平成6年にも施設の増設がなされており、竣工から33年が経過していました。一方、キュウリの選果場は、平成7年に整備され、竣工から27年が経過していました。

選果機については、老朽化が進み、度重なる故障や部品確保も困難な状況であることの説明を受け、現地でその状況を確認しました。

市町助成金については、本町への要望額の明確な提示はなかったのですが、陳情者においては、事業規模の見直しを繰り返しながら経費の削減を試みていました。

また、委員からは、県ブランドでもあるので地元県議に相談して県へ助成を依頼したり、経済連やJAきもつきへも支援を求めていくことが示唆されました。

一方、町当局においては、今回、議会に提出された陳情書と同じ内容の文書が提出されており、陳情者に対して5点ほど質問をしているとのことでありました。しかしながら、この選果場の機械更新の要望は、平成28年度頃から話があったとのこと、町当局においても、全く関与しないわけではないことの説明でした。

以上を踏まえ審査した結果、町に助成を求める本陳情は、その趣旨・内容について、願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定したところであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長（田之畑）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから陳情第13号 東串良選果場新築工事の助成に関する陳情書を採決します。  
お諮りします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、この陳情は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第3 陳情第14号 町道寺町線の道路拡幅について

議 長（田之畑）

日程第3 陳情第14号 町道寺町線の道路拡幅についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員会委員長 上園ミキ議員。

8番 上園議員。

8 番（上 園）

ただいま議題となりました 陳情第14号 町道寺町線の道路拡幅について、委員会での審査結果を報告します。

本件の審査は3月15日に委員会を開き、陳情者及び建設課長等の立会いの下、現地にて陳情箇所の現状等について説明を受け、調査しました。

陳情箇所は、幅員4から4.5メートル、延長193.3メートルの町道で、本線沿いには宅地が15筆あり、約20人の住民の生活道路となっております。陳情者からは、幅員が狭く自動車の離合など日常の通行に支障があることや、以前、救急車両の進入等に問題があったため防災対策の上でも拡幅整備してほしい旨、訴えがありました。

建設課長からは、本陳情箇所については以前にも陳情が出されたこともあり、町においては、その必要性に鑑みて平成29年に測量設計を行っており、その概要等も現地調査を行いながら説明を受けたところであります。

また、本陳情箇所は、これまで議会においても調査を行い、昨年の6月議会において、住宅密集地であるが救急車も通れない道路状況であり、早急な対策の必要性を附帯決議した経緯があります。

以上を踏まえ、審査した結果、本陳情の趣旨・内容については、願意は妥当であるとして全会一致で採択すべきものと決定したところであります。



## 会 議 の 経 過

よろしく審議のほど、お願いいたします。

議 長（田之畑）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから陳情第14号 町道寺町線の道路拡幅についてを採決します。  
お諮りします。  
この陳情に対する委員長の報告は採択です。  
この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、この陳情は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第4 発議第4号 ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議

議 長（田之畑）

日程第4 発議第4号 ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議を議題といたします。  
本案について、趣旨説明を求めます。  
宮地利雄議員。

9 番（宮 地）

ただいま議題となりました発議第4号 ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議

する決議につきましては、お手元にあります別紙を朗読して、趣旨説明といたしたいと思いをします。

ロシアによるウクライナへの武力侵攻は、国際社会の平和と安全を著しく損なう暴挙であり、武力の行使を禁ずる国連憲章・国際法の重大な違反である。

この事態は、欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会における秩序の根幹を揺るがす極めて深刻な事態であり、核による威嚇・牽制は地球上の全人類にとって、断じて容認できることではない。いかなる国においても人間として、暴力と脅迫は決して許されるべきものではない。

東串良町議会は、ロシアによる今回の武力攻撃及び侵略に対し、ロシアに厳重に抗議するとともに、国連総会の緊急特別会合において採択された決議を受け入れ、即時の攻撃停止と完全撤退を強く求める。

また、政府においては、現地在留邦人の安全確保とウクライナ国民の救済に努めるとともに、国際社会と緊密に連携し、厳格な対応を行うよう要請する。

以上、決議する。

よろしく御賛同のほど、お願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

すみません、ちょっと質疑を三、四点させていただきたいと思います。宮地さんをお願いしますね。

すごく大事なことだと思ってあえて言わせていただくんですけども、自分としては、こういう一方的な今、報道がなされている中で、プーチン悪し、ロシア悪しだけが騒がれていますけれども、果たしてそれが本当なのかということをまず問うていかなければいけないということで。去年、議員の勉強会が鹿児島であったんですね。そのときに、元NHKのワシントン支局長の手嶋龍一さんという方を呼んで、そのとき話を聞かせていただいた内容が、こういうことでした。NHKは真実を報道しないというテーマでした。それから言うこと、今テレビを見ていると、さっき言いましたプーチン悪し、それからロシア悪しで、これでみんな世論がこうなっていますけれども、これは8年前のドンバス紛争というところに遡ってちょっと言わせていただきますけれども、大事なことなので。あのときも一方的にロシアがクリミアを併合したということで今も言われていますけれども、あのときはまだNHKもまともで、そのときNCナイン、夜の9時からのニュース番組で、法政大学の志方教授という方がこういうことを言われました。そのときもだったんですけど、今プーチン悪し、ロシア悪しがすごく世界でわんさかわんさかだったんですけども、その志方教授が言われたのは、皆さんちょっと立ち止まって考えていただきたいんですね。今、プーチン悪し、ロシア悪しですけども、

違うんですねって。クリミア問題に関してプーチンは何回も平和提言、平和政策を申し上げてきました。それを全部反故にしたのはアメリカ、NATOだったんですね。それで同盟国であるロシアに緊急要請をして助けてくれということでクリミア政府は要請してロシア軍は入ってきました。それは国際法で全く問題のない話なんですねって。だからここで立ち止まって、本当に今流れている報道とか、マスコミの主張というのが果たして正しいのかということを真剣に考えていかないと歴史認識を誤ってしまいますよということを言われました。唯一まともに話をされた方かなと思いました。8年前のドンバス紛争、要するにロシア住民がいる、クズネツクとルガンスクというところにウクライナ軍が来て虐殺をしたからロシア軍を呼んだんですね。そのことも8年前のことも今回もそれを踏まえて全く報道されていません。プーチン悪し、ロシア悪し。だからその辺のことを考えると、この一方的な世論の中でこういうことをやっていいのか。アメリカ目線の報道しかされていないんじゃないでしょうか。その証拠にプーチンがいろいろな発言をしていますけど、ニュースではちょこちょこ流れるだけで、彼はフェイスブックもY o u T u b e も全部閉鎖されております。彼の言い分は全部封鎖されております。こんなことでいいんでしょうかと思います。

それでもう一つお聞きしたいのは、じゃあ、アメリカは何をやってきたか。昔覚えていますよね、二十七、八年前、湾岸戦争、それからイラク侵攻、グレナダ侵攻、それからシリア侵攻、リビア侵攻、いっぱいありますけど、ちょっと言わせてください、これ大事なことなので。

議 長（田之畑）

ちょっと待って。今、質疑をやっているわけですのでね、質疑というのは、今発言をされた提出者に対して質疑をするわけで、尋ねるわけですね。だから今あなたが話をしているのは討論であって、討論のときにそういうことを自分の今の意見を言って、それに基づいて賛成か反対かという結論を言うだけなんです。だけど、今は質疑なんだけど、質疑を尋ねているわけではないわけですね。だから自分の考えを今言ってるわけだから、討論でやってもらえればそれはいいんだけど、質疑は提出者に尋ねてください。

3 番（瀬戸山）

分かりました。じゃあ、宮地さん、今、報道のことを言いましたけれども、だから手嶋龍一さんのこと、そういう当時の志方教授の話を今しましたけれども、これまともな報道がなされているか、その認識をちょっとお伺いしたいと思います。

議 長（田之畑）

9 番 宮地議員。

9 番（宮 地）

ただいまの質問であります、マスコミが完全にちゃんと報道しているかどうかという点については私も疑問のある報道もあります。しかし、現地の特派員などの直接の報

告を新聞やマスコミで見たり、理解したりする上では、この決議に書いてあるような非常に大変な状況が起きているということは事実でありますので、それから質問の中に私が事実かどうかの認識に及んでいない部分もあるようでございます。

以上が答弁です。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

数点あるんですけど、さっき言いましたアメリカ、NATOがさっき言いましたアフガン侵攻、グレナダ侵攻、湾岸戦争、あのときNATO、アメリカは大体数十万人から百万人単位の人を殺したと言われております。あのとき日本も含めて、アメリカ、NATOを非難したでしょうか。その点について何で今度プーチンだけ、ロシアだけ言うのか。あのとき何百万人死んでいると言われていたんですけども、その認識はおありですか。何もマスコミはそのとき問題にもしませんでしたよね、ずっと傍観していました。それはどうでしょうか。

議 長（田之畑）

9 番 宮地議員。

9 番（宮 地）

提出者である私自身は、湾岸戦争にはもちろん反対でしたし、一定の活動の中で批判的な動きもしてきたと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

質疑と討論がごちゃまぜになって申し訳ないんですけども、討論で反対意見を言わせていただきます。

今、言われるようにプーチンが悪い、ロシアが悪いと、こればかり言ってますけど、一方的に攻撃していると言ってますけれども、1991年、ソビエトからロシアに変わったとき、あのときに当時のゴルバチョフ、それからエリツィン、そしてドイツのコール首相、イギリスのサッチャー、そしてアメリカのベーカー国務長官がロシアという国は、ソビエトはなくなったからといって我々NATOが東に展開することはしませんということをちゃんと密約がとれていたんですね。それを無視をして今のドンバス戦争で攻撃をしかけてロシア住民を虐殺したということをそのときのミンスク合意、そのときの合意を破ったのはNATO、アメリカなんです。それを考えたときに今度、東京外国語大学の伊勢崎賢治さんという人が言われましたけれども、その密約もジョージワシントン大学の研究チームがアメリカの公文書館からその文書を発見したそうです。つまりNATO、アメリカはソビエトからロシアになったとき、あっちの東方に軍備拡大をしないということを言っていたのに、それを破ったのが今回の紛争につながったと言われています。それも全然報道されません。だから今、軍備、核ミサイル基地、軍事基地を、そして細菌研究所までつくっていたということが今度暴露されましたよね。それをプーチンは8年前からやめてくれと何回も言ってるのに、それを破って、軍事基地をつくらせて、そして細菌研究をしていたのがアメリカ、NATOだということは今分かっているんですけども、それも絶対言いません、マスコミは。だからこういうことに関しては、まともな見識を持っていかないと本当に間違っていくと思います。それで戦争反対、戦争反対と皆さん言ってますけど、じゃあ、今アメリカは800億円の武器供与をウクライナにしましたよね。日本は100億円の円借款をウクライナにして、数日前に100億円の支援をしましたけど、これは何に使われるのかと、識者の人は、その人たちも全くマスコミに出てこられませんけれども、兵器を買わせているんですよ。ということは戦争反対、戦争反対と言いながらウクライナに武器供与を、そしてロシアと戦わせているのは西側諸国じゃないですか。そういうことも一切マスコミは言いません。

それから最後になりますけど、これ農家の方々が今すごく心配している事項があります。昨日の朝もNHKが特集を組みましたけど、今、小麦が高騰して、小麦の不足が始まっており、麺類とか、パンがこれから不足していくんじゃないかということを昨日NHKのニュースで言っていました。米に転嫁するということですけど、農家の方々が一番心配しているのは、実は言うとも肥料が倍近くに高騰し始めましたね。そして肥料によってはオール14というのがあるんですけど、もう品物はないそうです。それで今心配しているのは、簡単に今日本政府は経済封鎖をロシアに対して制裁をし始めましたけれども、そんなことを果たしてやっていいのかということです。ロシアはそれで日本を非友好国として認定しましたけれども、今、ロシアは硝酸アンモニウムという自分たちが使っているアンモニウム肥料ですけども、これも世界最大の輸出国です。これを止めましたね。そしてカリ肥料もこれもロシアは世界一です。これも止めました。おととい、東肥糧ってそこにありますけれども、その人が来られてカリ肥料もなくなりましたということを言われました。それで経済封鎖、経済制裁をアジアでやっているのは日本と韓国と台湾だけです。それで世界も見て、今いかにもロシアに対して制裁をしなければいけないというけど、EUと数か国だけです。十何か国しかないんですよ。そうして

しまうと、我々の農業にも響いてくるということを考えていかないと、やみくもに経済封鎖をしたり、経済制裁をしたりすることで日本の不利益にもつながっていかないと、その辺も真剣に考えて、よく考えてやっていかないと困るのは自分たちだということをしっかり肝に銘ずるべきじゃないかと思って、この件に関して本当に真剣に周りの状況もしっかり見ながら、いろんな要素を勘案しながら決議文をやっていかないと大変なことになるんじゃないかと自分は思っています。

以上で反対します。

議 長（田之畑）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

私は、賛成をいたします。この決議案のほうを見せていただいたときに、文書のほうに武力の行使を禁ずる国連憲章・国際法の重大な違反、また核による威嚇・牽制は地球上の全人類にとって断じて容認できることではない。いかなる国においても人間として暴力と脅迫は決して許されるべきものではないとうたわれております。ウクライナは日本と同様非核三原則をうたっております。日本は過去に核を体験する歴史を持っております。そのため、国連総会の緊急特別会合において採択された決議を受け入れ、攻撃停止、また現地在留邦人の安全確保とウクライナ国民の救済に努めていただきたいと思います。また、これは日本だけでは難しいことなので、国際社会と緊密に連携し、厳格な対応を行うよう要請していただきたいと思いますので、この決議に賛成いたします。

議 長（田之畑）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

なければ、これで討論を終わります。

これから発議第4号 ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第5 発議第5号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書

議 長（田之畑）

日程第5 発議第5号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

児玉勇治議員。

2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

ただいま議題となりました発議第5号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書の趣旨説明を行います。

我が国と海との歴史的、文化的及び経済・社会的な関わり並びに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全及び環境保全について思いを馳せる機会とするためにも、「海の日」を当初の7月20日に固定化することを要望するものです。

よろしく賛同のほど、お願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

これから発議第5号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました発議第5号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第6 議案第3号 東串良町総合振興計画の策定について

議 長(田之畑)

日程第6 議案第3号 東串良町総合振興計画の策定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。



## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第3号 東串良町総合振興計画の策定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第7 議案第4号 東串良町円山公園周辺施設条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第7 議案第4号 東串良町円山公園周辺施設条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番 小川議員。

1 番 (小 川)

前もって、資料のほうを頂いておりましたので、その資料を参考に御質問させていただきます。

利用料金第11条のほうに、指定管理者は同表に定める額の1.5倍に相当する額を上限とした利用料金の額を事前に町長の承認を得て定めることができるということが述べられております。この内容について、公共利用料については議会の議決が必要であると思うのですが、こちらの条例のほうは町長の承認を得てそういった利用料金について変動することができるとありますが、それは特に問題はないか、お尋ねいたします。

議 長 (田之畑)

企画課長。

企画課長 (中 島)

お答えいたします。

## 会 議 の 経 過

ただいまの指定管理者の利用料金についてということでございますが、当然に地方自治法のほうでも定めることができるというふうになっております。そして利用料金についても条例で定めるとなっておりますから、一応この11条で定めているわけですので、町長の承認を受ければよいというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

では、もう一つ質問させていただきます。

別表第2のほうの資料にドームハウスについて備考欄に14時から翌日10時、ただし連泊の場合はこの限りではないという料金設定の表示がされております。連泊の場合はこの限りではないということですが、この部分について説明をお願いします。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えをいたします。

連泊につきましては、一応使用料のところで単位とございますが、これが1泊2日ということで、当然にこれを一つの単位といたしております。当然2泊となりますと2泊3日ということで1万2,000円が2万4,000円になるということでございます。この備考欄のただし書につきましては、連泊の場合はこの限りでないといえますのは、一応時間帯が14時から翌日10時ということで、単位の1泊2日の場合を想定して記載をしております。これが2泊3日となりますと、当然連泊となりますから、またこの10時から翌日10時までという時間帯とは変わってきますので、そういった意味でただし書を追加させていただいたところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

## 会 議 の 経 過

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第4号 東串良町円山公園周辺施設条例の制定についてを採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第8 議案第5号 東串良町消防団の設置等に関する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第8 議案第5号 東串良町消防団の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第5号 東串良町消防団の設置等に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

## 会 議 の 経 過

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第9 議案第6号 東串良町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第9 議案第6号 東串良町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番 小川議員。

1 番 (小 川)

こちらにもまた頂いた資料のほうから質疑をさせていただきたいと思います。

別表第2、出動報酬のほうに書かれている一般出動、1日当たり、出動報酬額が8,000円、ただし5時間未満の場合は5,200円とするというような記載があります。この出動と判断される開始と終了の時間は、誰がどのように決めるのか。またどこからが開始で、どこまでが終了とされるのか、質問いたします。

議 長 (田之畑)

総務課長。

総務課長 (江 口)

一般出動の開始と終了はどのようなのかということでございますが、開始についてはサイレンと同時に開始だというふうに理解をいたしております。終了につきましては、あとの片づけまでと、ホース格納までと。それと分団長の解散式までというような形で考えているところでございます。

以上です。

議 長 (田之畑)

ほかに質疑はありませんか。

## 会 議 の 経 過

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから議案第6号 東串良町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第10 議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第10 議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。

## 会 議 の 経 過

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第11 議案第8号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第11 議案第8号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

これから議案第8号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第12 議案第9号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第12 議案第9号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番 小川議員。

1 番 (小 川)

提案理由のほうに人事院の給与勧告に基づき、国が期末手当の支給割合について見直しを行ったことに伴う改正というものですが、こちらはこの改正は町のほうも必ず人事院の給与勧告に基づき行わないといけないものかお尋ねいたします。

議 長 (田之畑)

総務課長。

総務課長 (江 口)

人事院の勧告に基づいて、町の職員も必ずしなくてはならないかということでございますが、必ずしろというわけじゃなくして、こうやって議会議員の皆様にお願ひし、議論していただいているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 (田之畑)

ほかに質疑はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1 番 小川議員。

1 番 (小 川)

今、課長のほうからお答えいただきました必ずこういった条例の一部を改正するものではないという答弁でした。職員の場合、勤務年数によって給与のほうが変動します。新しく入られた方はそもそもの基本料金が少なく、こういった期末手当なども低く支払われると思います。そういったことを考えると、働く年数、また本当に国の定めた人事院の給与勧告に本町がふさわしいのかどうかというところまでを考えて条例のほうの一部改正に賛成したいとは思いますが、現状、町の基本給、基本支給割合であったり、勤務年数がまだ少ない方に関しての全ての方に対する期末手当の支給割合の見直しについては、私はふさわしくないと思いますので、反対の意見として述べさせていただきます。

議 長 (田之畑)

次に、議案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

これで討論を終わります。

これから議案第9号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第13 議案第10号 東串良町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び



## 会 議 の 経 過

費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第13 議案第10号 東串良町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第10号 東串良町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第14 議案第11号 東串良町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第14 議案第11号 東串良町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

## 会 議 の 経 過

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第11号 東串良町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第15 議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第15 議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第16 議案第13号 東串良町公営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第16 議案第13号 東串良町公営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第13号 東串良町公営住宅条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第17 議案第19号 令和4年度東串良町一般会計予算

議 長（田之畑）

日程第17 議案第19号 令和4年度東串良町一般会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

これまで議会でもいろいろと議論されてまいりましたが、企画課長と建設課長に答弁を求めたいと思います。

企画課長は、同僚議員の一般質問への答弁で、地盤沈下に関する定点観測、定時観測、これを今もってまだその後の経過について調査中であるということも出されましたので、もう一度答弁された内容をその後の変化の状況について答弁願いたいというのが企画課長への質問です。

もう一つは、建設課長は、以前のこの附帯決議に基づいて、池之原大隅線についての附帯決議に対して新たな路線についていろいろと検討してきたという答弁を、これは全員協議会の中で聞いたんですが、しかしそれは結局その路線を指定することはできなかったということでしたが、その根拠について一定の説明もされましたが、どんな路線を模索したのか。なぜ新たな路線にこうした予算などをつけることができなかったのか。

以上、2人の課長に答弁を求めます。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

当初予算の中での説明でございますので、これは企画費の委託料のその他業務委託料の中に予算が組み込まれております。額的には30万円以内でできる調査というふうになっております。にぎやかタウン雪山につきましては、御承知のとおりいろいろと変状等も出てまいりまして、その出てきた際にいろいろセメントミルク剤の注入とか、それから薬液注入、そういったことで住民の皆様方がけがをされないようにその都度対応してきたところでございました。そういった中で町長の政治的判断もございまして、買い取り、それから曳家ということでちょうど二つに分けて問題が解決したところでございました。それで現在は、建設課のほうで町営住宅ということで定住化のそういった目的もありまして、今現在住んでいらっしゃいます。3世帯の方が住んでいらっしゃいます。そういった中で、その地盤部分につきましては、引き続き企画課が担当しておりまして、先ほども御質問にありまして、定点の測量をきちんと定期的にやっております。毎年2回やっております。基本的には9月と2月に実施することとなっております。9月は一応雨の多い時期、そういったことが過ぎてから9月にするということになっておりまして、昨年度は若干おくれまして、11月に実施はしていたところでございました。今年につきましては、2月18日に実施をいたしております。それで業者の方からは明日、調査結果を持参しますという報告を受けておりますが、口頭で確認をいたしましたところ、現時点で約20か所の部分につきましては、変状は見られないという状況の報告を受けているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

建設課長。

建設課長（宮 地）

お答えします。

道路整備については、これまで議会で採択された陳情箇所を含め、緊急性、必要性、重要性を優先しつつ、有利な地方債、または国庫補助金等を利用して毎年計画的に道路整備は行ってきたところでございます。でも、先ほどの6月議会で附帯決議が出され、寺町線等にはどうかということもありまして、執行部のほうでまずは寺町線のほうをできないかということで調査もしていました。その結果は、沿線の人たちに聞き取りをした結果、今までの状態でいいよ、交通量が多くなるからということで、入り口の間口を隅切りをして広くして通りやすいようにしたところでございます。そして、また事情が変わって今回陳情が出たところでございます。さらに今度の当初予算を計上するに当たっては、附帯決議も出されたことでありまして、全協で話したようにいろんな町内の路線をいろいろ考えた末、話したように前の鉄道跡の南九州液化ガスとか、串良タイヤの

国道を通過して岩弘の方へつなぐ道路、グリーンロードの雪山から老人福祉センターの下を通っていく道路とかいろいろ検討して、それをまた県のほうに打診をして、今国庫補助事業がついているからどうかということもいろいろ検討した結果、県のほうも今の大隅線のほうが大崎町もしているし、採択も国と県からもらっているし、一番今の中ではこれが今話をした陳情、今までの緊急性、重要性からしたら、この点が一番優先、一番重要な路線じゃないかということで、今度も計上したところでございます。だから私にとってもこの路線については、今後のまちづくり、町長がこの前説明したように、まちづくりの意味では、あそこが大きくなっていきます、まちが。そのためには必ず必要な路線ということで、結局最終的には一番優先な道路ということで考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

9 番 宮地議員。

9 番（宮 地）

最後に町長に質問をいたします。

議会はもちろんですが、議員の最大の特にこの路線の問題点というのは、工事をやることによって再び地盤の沈下起きないのかと、そこが最大の注目しているところです。そこで今、企画課長と建設課長から聞いてみたわけですが、町長自身も現職の議員時代にここについてはいろいろと取り組んだ経緯が、私も一緒に取り組んだ経緯があるわけですが、工事の途中や、あるいは完成後にそういう新たな事態が起きないというふうに言えるかどうか分かりませんが、言えないとは思いますが、少なくとも工事を開始するまでの間に、再度地盤の状況、地下がどうなっているかという状況などについて、必要な調査を行う意思はないのか、その辺のことも聞いておきたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

道路については、線路のともともと跡地でもありますし、もともと貨車とか連結して走っていた道路でも、線路の跡地でございますので、頑強なことは頑強だと思いますけれども、測量の時点でそれはまた調査させていただきたいと思っておりますので、その点は御理解いただきたいと思います。

議 長（田之畑）

ほかにありませんか。

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

町長にもう一度お尋ねいたしますけれども、池之原大隅線が4年かけて工事をしていくんだということで、本年度の予算が計上されていますが、この路線の脇には、にぎやかタウン、町長がよく御存じのとおり陥没した土地もありますよね。これを同時進行をしていく。こっちのほうも直して工事をしていくというような考え方はないのか、お伺いいたします。

それと建設課長にですが、いろいろ調査をした結果、ここに交付金がついた、こういう補助金を頂けるというような話でありましたけれども、我々委員会のときに、前田議員からだったと思いますが、この路線の脇には、こうした陥没した家があるのに陥没した箇所があるんだよというような情報を県に提供しているのかといたら、提供はしていないというような話でありましたけれども、そのように理解をしてよろしいでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

同時進行ということじゃなくて、定住住宅地は、もうちょっと置きましょうということで、まだ日にちを置きましょうということで土壌がまだ、固まっているんだろうと思いますけれども、今後また状況を見なくちゃならないということです。今、企画課長のほうからありましたけれども、定点の検査もしておりますので同時進行というわけにはいきませんので道路だけは先にさせていただきたいというのが心情でございます。お願いします。

議 長（田之畑）

建設課長。

建設課長（宮 地）

今の質問にお答えしたいと思います。

まず前置きで、この池之原大隅線の測量はまずは道路の整備に必要な資料を作成します。もう1回詳しく説明したいと思います。そしてその調査の中で、現在の土地や土地の高さ及び広さ、前回も言ったんですが、土地のCBR試験を行い、さらによく質問される雪山の陥没問題、それに対処するように測量の中で振動測定も中に入れて、測量を行います。そして道路にあった構造をつくりたいと思っております。そしてその測量の結果、それに対応するように、周りに影響が出ないように道路構造とします。今懸念される雪山の陥没の問題については、今企画課長とも話をして、今の状態で安定しているということで今の道路の構造の技術からしたら、問題はないかと思われ。また上園議員さんのほうから今、陥没のことを県のほうに報告したのかと言われるんですが、そういうことはどこの課もなんですが、わざわざそういうのを県のほうに自分の状態の

ことをお知らせする必要はありません。  
以上です。

議 長（田之畑）  
8 番 上園議員。

8 番（上 園）  
いわば今は安全だ、陥没をするようなことはないよという、その根拠になるものは何でしょうか。

議 長（田之畑）  
建設課長。

建設課長（宮 地）  
今さっき答えたように測量をしてその内容が出た結果、それに見合った対応をするように今の技術で道路構造をつくろうということでございます、道路に関してです。

議 長（田之畑）  
ほかにはないですか。  
暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 44 分  
— ◆ —  
再 開 午前 11 時 47 分

副議長（西 園）  
休憩前に引き続き、会議を開きます。  
質疑を続けます。  
質疑はありませんか。  
10 番 田之畑議員。

10 番（田之畑）  
私も一般会計予算に対しまして、質疑を行いたいと思います。  
今、この議会において問題になっていますこの予算に対して問題になっておりますのが、この大隅線に関する予算のことで、今いろいろ議論がされているわけですが、私は、この大隅線そのものがこの予算について反対するものではないんですけれども、ただ、この路線については、その関係のところのにぎやかタウン雪山の土地の問題でその陥没の恐れがあるのではないかと、また陥没に対する行政の対応というものがどうなっているのかというところの視点からいろいろ議論がなされているというふうに思っているわけです。御承知かと思いますが、このにぎやかタウン雪山の住宅用地



に数か所の陥没が起きたと。このことからにぎやかタウン雪山の住民の方々がいろいろとこの問題を提起されたわけでありまして、この問題に対して町としても町が委託した地盤調査会社の調査結果によって、陥没の原因が以前のこの建築物、その当時、その敷地に建っておった経営者の取り壊し時のいわば、産廃物が投棄、埋立てされたということが原因だということでその調査会社も結果報告されたわけですね。それに伴って宮原町長が陥没の原因を地盤調査結果の報告のとおり、人的な廃棄物投棄埋立てによるものということで特定をされたわけです。そのことによって住民との話し合いで4件が町による買取り、住宅をですね。2軒は5次への移転をする。あるいは3軒は、曳家をして新たな土地へこれを異動させることで行政はそういう対応をとったわけですね。問題は、陥没をしたことが問題であって、地盤沈下をした。そのことが問題であってその問題の解決のためにその関係の住民は移転なり、家を売るなり、いろんな対応をしたけれども、陥没そのものに対する対応というのはそのままなんですよ。だからまず私は町長に伺いたいのは、この陥没をした土地の問題は終わったのかということです。終わったというふうに認識をしているのか。もう既にこの問題が起きて、議会も当時上園議員を委員長にして特別委員会をつくって報告書も提出した。もう既に何年もたってますよ。今、企画課長の話を聞くとほとんど陥没は見られないとか、影響はないとか言っているが、陥没をしないのであれば何でこんな2億円もの金を使って家を買収したり、新たな土地を買って曳家をやったりする必要があったのか。だからあなたがまず最初にしなければならないことは、この陥没問題に対して、あなたが一番この問題を追及した本人ですよ。だから薬液注入とか、いろんな工法があるでしょう。その工法をもって、まず地盤沈下の問題を解決する。そのために予算を計上して、その対策を行って、その上で、今の大隅線というのは事業を進めるべきだと、こう思うわけです。だから新年度予算に、この大隅線の予算を計上したのであれば、併せて地盤対策の予算も計上して、そしてこの地盤対策も並行してやりますよと。問題がないように住民の不安も解消してやりますよという姿勢を示すのがあなたの仕事だと思うんですね。だから私は、できたら本来ならば、成果をすえてその関係予算をつけてもらいたいんだけど、それが間に合わないのなら、せめて6月議会において補正を組んでもらって、どういう工法でやるかは検討してください。今大した地盤沈下もないというなら、場合によっては薬液注入でいいかもしれない。またほかの方法もあるかもしれない。当時は全部地下を掘って中にある廃棄物を全部掘り出せという話もありましたけれども、それには相当な金がかかるわけです。だからそれができないのであれば、一番地盤が沈下しない方法を模索して、その予算をせめて6月議会に補正で出してくださいよ、事業費を。そうすれば、今のこの大隅線の工事、工事は建設課は当然この事業をやりたい、やるべきだと。そのために今まで、県とも交渉し、いろんな補助事業も勘案して積み立てきた、それは当然だと、課としてやることをやって、仕事ですから。だけど一方ではそういう問題を抱えているので、その問題を何とかしなくちゃいけない。町長、あなたがやらなくちゃならんことです。あなたがこの問題を提起して、あなたが追及して、今日このにぎやかタウン問題というのは進めてきたんです。それを自分が町長になったらほったらかしという手はありませんよ。ですから、町長、あなたに聞きたいんだよ。この陥没問題をいろん

な工法によって解決する。それをする事によって、併せてこの大隅線の工事事業を実施する。十分間に合いますよ。6月に補正を組んだら多分大隅線の事業発注は、早くても9月以降になるんじゃないですか。そうしたら薬液注入なり何らかの方法で地盤対策をやれば十分間に合いますよ。だから年内に工事は終わるわけですから。そのことを町長自ら対応するかしないかの答弁を頂きたいと思います。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

今、議員のほうからありましたけれども、薬液注入とか、そういうのは当時、曳家をする前の状態のことであって、あのときは床下が陥没して、全部薬液注入やってきました。それでも曳家は終わりました、大分造成しまして、そのまま今は落ち着いているのは、企画課長が説明したとおりでございます。ですから、今新たにあそこをどうこうという薬液注入する必要はないです、今のところは。変状が起きていないものですから。だからそのままでいいような状況でございます。

それと今、3軒が町営住宅ですので、住民の方々には今のところ何も支障も来しておりません。すみません、4軒ありまして、今のところは変状は起きておりません。今現状はそうです。

以上です。

副議長（西 園）

10番 田之畑議員。

10番（田之畑）

補正を組んで対策をする考えはないということでもいいんですか。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

今、変状はありませんので、それを6月議会で予算を組んでやろうということは今のところはございません。

副議長（西 園）

10番 田之畑議員。

10番（田之畑）

驚いた答弁なんですけれどもね。今の現状で何も変わらない。何も問題もないという

んだったら、何で当時7軒もの家を、これを買取りをしたり、あるいはもちろん曳家もですけども、当時、4軒は町が買取ったわけでしょ。それで2軒は5次への移転をしてもらったわけですね。そしてあとの3軒は曳家で引っ張った。こんなことする必要はなかったじゃないですか、それだったら。何もする必要がないことを無駄にそういうことをやったんでしょ。地盤は動いてないんでしょ。どうもないんでしょ、今。だから、ちょっと待ってくださいよ。あなたがしたんですよ。あなたが家を買取った。あなたが5次への移転もさせたんです。あなたが曳家までさせたんです。今、地盤は何も異常はないんだと。落ち着いていると。何もないのであれば、何でそんなことをする必要があったんですか。住民が不安がった。騒動をした。だからこうしました。どうにもならないんであれば何もする必要はなかったじゃないですか、当時ね。私はね一番思うのは、何で曳家までしたのかちいうのも、もっと聞きたいんですよ。わざわざ曳家だけで幾らのお金がかかったですか。6, 000万円からかかったでしょう。この調査報告によれば、曳家に関する必要な予定額は6, 951万8, 000円だと。こうなっているんですよ。それまでに要した費用というのは、1億3, 800万円ですよ。この陥没問題、地盤沈下問題で行政が対応せざるを得ないと。住民の不安に応じて対応しなくちゃならないということでやったんです。それはそれとして、そういうふうにあなたが判断をしたわけですよ。だけど実際は陥没は、これで終わっていると。どういう対応をしたか。一時期薬液注入をすればとかいろいろありましたよ。した部分もありますよね。だけどほかのところはまだ何もしていないところもいっぱいあるわけですよ。ほかの住宅で何か対応したところがありますか。何軒かしかないはずですよ。そこは何もしなくてもそのまま置いてあるわけでしょ。ましてやそこに今や2軒ですか、何軒ですか、町営住宅として貸付けをしていると。何もしなくてよかったものを過大に心配して曳家もした。家も買取った。全く住民から見れば無駄な支出ですよ。こういうことをやったんだからなおさらそれなりの地盤対策を調査をしてごらん。何もなかったらなかったでいいんですよ。あなたが行政の責任者として今のぎやかタウン雪山のこの問題について調査をして、何も今さらこれ以上の地盤対策をする必要がないという調査結果であれば、専門家がですよ。それであればそれでいいじゃないですか。何もしてないだって、ただ自分で年に2回調査をしていますと。何も異常ありませんと。それなら専門家に仕事を依頼しなさいよ。専門家に調査を依頼して、その結果としてもう地盤沈下は起きませんよと、心配要りませんよという報告であれば、それでいいんですよ。だから何もしないことが問題なんですよ。だからそのためのせめて費用でも組んでくださいよ。専門家に委託して、この地盤について心配は要らないと。心配がもしあったとすれば、それに対する対応するというのがあなたの姿勢じゃないですか。そうすれば、ほかの人にも皆納得しますよ。ここで大隅線をこのままやることについては何ら心配なく事業をやってくださいと、そういうふうになるんじゃないですか。町長、どうですか。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

曳家をする前、変状はどんどん起きてきたものですから、薬液注入をやってきました。一番ひどかったのが3軒でしたけれども。そういう中で住民の尊重というか、安心・安全の中で、住民の方々のお声を聞きまして、尊重の下、ああいう形になったのが現実でございます。今議長がおっしゃるように専門家のボーリングというのを以前、初めに移転をする前だったかな、やって、出てきたのは鋼材と、そういうものが出てきたのが事実でした。あれをいつのときに取り出すかということはまた検討しておりますけれども、とにかく取り出さないことには、あるのも事実ですので、ボーリング調査の下、出てきたのは事実でした。私もそれは確認しております。それを加味して、それはそれとして、にぎやかタウンはにぎやかタウンはそういうふうに処分していきたいと思っておりますけれども、道路とは別の話で、それは考えていきたいと思っておりますので御理解していただきたいと思います。

副議長（西 園）

10番 田之畑議員。

10番（田之畑）

町長、今の大隅線と今の陥没問題は、関係しているから今こうやって問題になっているわけよ。切り離せと言ったってそこを通すわけじゃないですか。あなたはこの陥没問題というか、この対策はもう終わったと思っているわけ。今の話では、まだ今から何か取り出すような話までするけれども、この問題が起きて何年たつと思っているんですか。だから、今言っているのは、自分はあなたに対して最大限譲歩しているつもりなんですよ。本当はまだやかましく言いたいんです。費用の問題についても、例えば法的な問題についてもまだ言いたいんですよ、本当は。国家賠償法の問題もまだ言いたい。だけど今はまだそういうことを言うことじゃないと思って言わないです。だからせめて地盤沈下の問題に対する対策だけはちゃんとしなさいよと。専門家に委託して、お願いして、今のこの現状で何も心配要りませんよということを確認をして、その上でやるんだったらやればいいじゃないですか。それもしないち。心配ないんだからと。自己判断でしょ。だからその分の予算をちゃんと計上して、心配ないところでやるんだったらやりなさいと、こう言ってるだけです。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

先ほど答弁しましたけれども、予算を出すのはあとで検討させていただきたいと思っております。とにかく陥没については、今変状はないというのは事実ですので、それはそれで理解していただきたいと思っております。

## 会 議 の 経 過

副議長（西 園）

10番 田之畑議員。田之畑議員、今回が4回目ですから。今回まで認めます。

10番（田之畑）

最後の確認ですから。今、町長が検討するという一応の前向きの答弁をされたんですけども、できればさっき言ったように6月議会の補正で幾らかの地盤に対する調査費を組んでそしてその地盤に対する対応についてはやっているんだよと、やるんですよという姿勢を示すことによって、今のこの大隅線の工事も進められるんじゃないですか。さっき言うように、今から測量をやって、それでこれが実質的に発注して、事業が始まるのは多分時期的に言えば9月頃からになるだろうと、私はそう思いますよ。そうすれば十分まだ間に合うんじゃないかと。このままであなたはそういう調査もしないで今までいろいろやってきたというけれども、何も我々には見えていない。その当時のまま、この曳家が終わって、移転が終わってから何らこのにぎやかタウンに対する対策をされたとは思っていない。企画はちゃんとして年次ごとに部分的に調査はしていますよというけれども、その調査をしているというだけの話であって、ちゃんとした専門家に頼んでどういう対応をした、どういう工法でどういうことをしたということは今まで聞いてませんよ。だから、できるなら次の6月なら6月補正で予算を計上して、そしてみんなが納得する中でこの事業をやるんだったら進めていただきたいということをあえて町長に申し上げます。できたら答弁を頂きたいけれども、どうですか。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

6月議会に出す、出さないはまた検討させていただきたいと思っております。  
以上です。

副議長（西 園）

ここで暫時休憩します。

休 憩 午後0時08分

再 開 午後0時09分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

1番 小川議員。

1 番（小 川）

防災施設新築工事と防災施設外構工事について予算のほうが計上されておりましたので、こちらについて質疑いたします。

新しい施設の整備をされるということで、本町においても屋内の段差の解消や駐車場に屋根を設置するなど誰もが不自由なく快適に利用できるユニバーサルデザイン化というものを今回の防災施設新築工事と防災施設外構工事にも検討していただけるか質問いたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

可能な限りユニバーサルデザインを取り入れたいと思っておりますが、構造上の問題や予算等によりできないものがあることも考えられますので、そういった場合は御理解いただきたいと思います。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

もう1点です。令和4年度公用車購入事業についてお伺いいたします。

こちらのほう、資料のほうに2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにするということを目指す宣言をされました。そこにおいて本町としてもゼロカーボンドライブを目指し、公用車を購入されるということです。この文章にほかの地方公共団体は既に電気自動車やプラグインハイブリッド車を導入していると書かれておりますが、本町の場合は、電気自動車とハイブリッド車の導入を検討すると書いてあります。なぜ本町の場合、プラグインハイブリッド車の購入を検討されないのか質問いたします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

お答えいたします。

今、プラグインハイブリッド車の公用車をなぜ購入しないのかという意見でございますが、全協等でも話をさせていただきましたとおり、購入予定の車につきましては、EV車、いわゆる電気自動車ということで外部充電のみで走る車でございます。もう1台

がハイブリッド車、これはガソリンで電気をつくり、外部からの充電の機能はないというふうに理解しているところでございますが、議員おっしゃるとおり、プラグインハイブリッド車、これにつきましては、ガソリンで電気をつくり、また外部充電も可能と、両方を兼ね備えた車だというふうに理解しているところでございます。それにつきましては、予算的な部分もございますし、購入の段階で皆様方にはこうやって補足資料で説明いたしましたけれども、購入の際に、可能であれば、予算等調整しながら購入していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6 番 泊議員。

6 番（ 泊 ）

私は、議案第 19 号に反対の立場で討論いたします。

反対の理由といたしましては、今予算に池之原大隅線の改良舗装工事が計上されております。一般質問でも申し上げましたが、この道路の隣接地ににぎやかタウン雪山がございます。池之原大隅線が拡張され、改良舗装工事をなされますと、大型車両等の交通量が増えることが予想され、交通による振動で隣接するにぎやかタウン雪山の敷地が陥没するのではないかと懸念いたしております。北側の住宅敷地は町が住宅を買い取り、また曳家をされ、2 億円以上の一般財源を執行し、住民に対しては解決しております。南側の敷地も一部陥没がありましたが、また車の振動で南側の敷地も陥没した場合には、多額の予算が必要になってまいります。今の池之原大隅線は交通に何ら支障ないと、先日的一般質問で町長は答弁されました。陥没の対策もまだされておられませんので、将来のことを考えてこの予算に反対いたします。

議 長（田之畑）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

4 番 牧原議員。

4 番（牧 原）

## 会 議 の 経 過

今、同僚議員から大隅線のことで反対ということだったんですが、非常に大事な道路だと思っております。というのは、この大隅線が豊栄に抜けるのはこの路線しかないわけですよ。行く行くは池之原住宅地と豊栄活性化のためにこの路線を生かした検討というか、まだ今から検討しなければならないと思います。どうしてもこの路線が豊栄に抜ける道は1本しかないわけです。今は、急な勾配をつくってカーブで豊栄まで抜けているわけなんです、どうしても豊栄活性化を行く行く考えた場合には、この大隅路線復活が今の基点が原動力、起点になろうかと思しますので、私は賛成いたします。

議 長（田之畑）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで討論を終わります。

これから議案第19号 令和4年度東串良町一般会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

5番 西園議員。

5 番（西 園）

議案第19号 令和4年度東串良町一般会計予算に対する附帯決議（案）の動議を提出いたします。

議 長（田之畑）

ただいま西園貞美議員から、議案第19号 令和4年度東串良町一般会計予算に対する附帯決議（案）の動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午後0時16分



再 開 午後0時18分



議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、お手元に配付いたしました、議案第19号 令和4年度東串良町一般会計予算に対する附帯決議（案）の動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題といたします。

~~~~~  
◆ 追加日程第1 発議第6号 議案第19号「令和4年度東串良町一般会計予算」に対する附帯決議（案）

議 長（田之畑）

追加日程第1 発議第6号 議案第19号「令和4年度東串良町一般会計予算」に対する附帯決議（案）を議題とします。

職員に発議第6号を朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（浜屋）

それでは朗読いたします。

発議第6号。

令和4年3月17日。

東串良町議会議長 田之畑稔殿。

提出者 東串良町議会議員 西園貞美。

賛成者 東串良町議会議員 前田 隆。

同じく 上園ミキ。

議案第19号「令和4年度東串良町一般会計予算」に対する附帯決議（案）。附帯決議案を、別紙のとおり東串良町議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由。議案第19号「令和4年度東串良町一般会計予算」の執行にあたり、適切な事業の実施と対応を求めるもの。

別紙。議案第19号「令和4年度東串良町一般会計予算」に対する附帯決議。令和4年度東串良町一般会計予算の執行にあたり、次の事項に留意し適切な事業の実施と対応

を求める。

1. 池之原大隅線改良舗装事業については、令和3年第2回定例会において、議会は補正予算に対する附帯決議を議決し、町民・団体等から出された陳情等で未処理となっているものについて、今一度十分な調査・精査を行い、緊急性、必要性の高いものから順次整備することを求めた。その背景には、①池之原大隅線は、十分な幅員もあり、路面上の痛みなどもなく、交通の支障や不便さもないこと、②町当局が目的とする国道220号線が渋滞したときの幹線道路としての役割や、防災上の避難道路としての役割も現在の状況で十分に対応できること、③池之原大隅線の隣接地には、土地陥没によりその対策費として多額の町費を支出した「にぎやかタウン雪山」があり、宅地そのものには抜本的な対策工法は施されてはおらず、現在においても企画課で土地陥没に関する調査が継続しており、池之原大隅線の道路整備が行われるとなれば、大型車両等の交通量が増えることが予想され、その交通による振動で、隣接する住宅用地の陥没を誘因するのではないかと危惧されることなどがあった。

このことから、池之原大隅線改良舗装事業については、再度、十分な調査と精査を行うとともに、事業の実施にあたっては、懸念される「にぎやかタウン雪山」の土地陥没の課題に対し、真摯に向き合い抜本的な対策を講じて安全性の確保に努められたい。

2. 大隅肝属地区消防組合負担金については、当議会から選出している2名の消防組合議会議員と町長が協力し合って、市町間における消防組合負担金の不平等を解消するために様々な働きかけを行っていたが、令和4年2月に開催された大隅肝属地区消防組合議会では、本町の主張は実現することなくこれまでどおりの消防組合負担金が確定した。しかし、今後においても諦めずに、消防組合負担金の算出方法の見直しについて、構成市町と協議を進めて、消防組合負担金の公平性が図られるように努められたい。

3. 防災施設新築工事と防災施設外構工事については、安全面や利便性の観点から、屋内外の段差の解消や駐車場に屋根を設置するなどして、誰もが不自由なく快適に利用できる施設の整備を図り、全ての人に優しいユニバーサルデザイン化の推進に努められたい。

4. 公用車購入事業については、既存の普通自動車が経年劣化したため、新規で電気自動車とハイブリッド車の2台を購入するとの計画であるが、町当局からは、町が保有している公用車に、ゼロカーボン・ドライブに該当するものがないので今回導入したいとの説明であった。このような目的があるのであれば、次世代自動車の調達を最低基準として、温室効果ガスの排出をゼロにするカーボンニュートラルに率先して取り組むためにも、プラグインハイブリッド車の購入に努められたい。

以上、決議する。

令和4年3月17日 東串良町議会。

以上、朗読いたしました。

議 長（田之畑）

本案について、趣旨説明を求めます。

西園貞美議員。

5 番 西園議員。

5 番（西 園）

ただいま議題となりました、発議第6号 議案第19号「令和4年度東串良町一般会計予算」に対する附帯決議ですが、内容については、事務局長が朗読したとおりでございます。池之原大隅線改良舗装事業、大隅肝属地区消防組合負担金、防災施設新築工事、防災施設外構工事、公用車購入事業の執行に当たり、適切な事業の実施と対応を求めるために議会の希望的意見を決議するものです。

よろしく御賛同のほど、お願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

4 番 牧原議員。

4 番（牧 原）

私は、この1番、2番、3番、4番と出ておりますが、1番と2番に対しての附帯決議（案）に反対の立場で討論申し上げます。

まず1番目の池之原大隅改良舗装工事の件なんですが、原因を①②③というように出しております。③については、先ほど町長、企画課長、建設課長からいろんな説明がありましたので、これは了解いたしました。

それから①②については、陳情、その他、そういうところから先のことだったんですが、建設課長が全体の説明会議でも十分な説明がなされております。よって、①についての附帯決議（案）には反対いたします。

それから2番目の大隅消防組合の負担金なんですが、これについてはこの2月3日だったと思いますが、私と同僚議員の児玉議員がこの消防組合の議員となっておりますので、この負担金については、小さい数字まで質問いたしまして、うちの場合は、基準財政額の60%という規定がございますが、その規約でいけば1億6,000万円なんですけれども、1億8,000万円の予算計上がしてございました。その2,000万円の上乗せの分やら、また鹿屋市が1億円去年からすると予算が減っている。肝付町が3,000万円去年からすると減っているというようなことで詳しく質問をいたしました。消防長の返答では、確かに東串良の負担金は高いんだということで、これは近々主管課

長会で再検討しますからという返答も頂いております。そこでここで附帯決議を出す以上に、私、消防議員としては頑張っているつもりですので、この1番目と2番目の附帯決議については反対申し上げます。

議 長（田之畑）

ちょっと暫時休憩します。

休 憩 午後0時28分

再 開 午後0時28分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに討論はありませんか。

8番 上園議員。

8 番（上 園）

私は、この附帯決議に対しまして賛成の立場で討論をいたします。

我々議会は、第2回定例会において補正予算に対し、附帯決議を全会一致で議決いたしました。前回同様、今回も予算に修正を加えるものではなく、執行に当たってはこのような点に留意してくださいといった意味合いを込めた附帯決議であります。決議文にありますように、池之原大隅線沿いには、にぎやかタウン雪山があります。町長も御存じのように多額の町費が支出されました。いまだに安全ではない状態であると私は認識しております。私は当時、執行部が言うことをうのみにし、予算に賛成し、賛成討論までいたしました。その結果、10年後に陥没が始まりました。その反省を踏まえ、議員個人が判断するときは、執行部でもなく、業者でもなく、ましてや友達でも親戚でもない。町民を見て判断するということを学びました。また大隅肝属地区組合の負担金の問題では、議会から2人の議員が出席しております。2人の議員から予算に対して反対したとの報告を受け、それを受けて我々議会も何らかの意思表示をすべきではないのかというようにいろいろな議論がされました。その結果、今回のような附帯決議を出されたものと思っております。

附帯決議には、事業を止める効力はありません。さきに申しましたように、事業を進めるに当たって気をつけてください。消防組合負担金については、引き続き公平性が図られるよう、諦めないでください、頑張ってくださいという内容のものであります。決して附帯決議はマイナスに作用するものではないと私は考えて賛成するものであります。以上をもちまして、討論を終わります。

議 長（田之畑）

ほかに討論ありませんか。

7番 前田議員。

7 番（前 田）

私もこの附帯決議には賛成の立場で討論させていただきます。

今までの議員の質問の内容をずっと聞いていますと、今のところはこの附帯決議は、池之原大隅線改良舗装工事については、再度十分な調査と精査を行うとともに、ここからが問題だと思うんですよね、事業の実施に当たっては懸念されるにぎやかタウン雪山の土地陥没の課題に対し、真摯に向き合い、抜本的な対策を講じて安全への確保に努められたいというわけですね。この予算には賛成します。もちろん大事な道路だとは思いますが、でも、今、南側にまだ7軒、北側にまだ4軒、もちろん4軒は町のものだと思いますけど、今の住宅はべた基礎ですよ。このにぎやかタウンの陥没が始まったときに、西永さんのところに行って駐車場に行きました。そして15センチぐらいのコンクリートが打ってありました。そこで、足でとんとんとしたら太鼓でした。あれ、おかしいと、ひびが入っていたものですから。あれ、おかしいやなと。お前ん家ここは、こは恐らく陥没しちよっどって。それで町に言って1メートル四方、切ってもらいました。そうしたら1メートル幾ら陥没して、上水道も風呂場の水も台所の水も全部そこへ流れてですね、物すごいハエでした。すごかったです、そのハエは。そういう実態を実際見てきています。それで今は、南側はどうかははっきり分かりませんが、さっきは、今は安定しているという回答だったですよ。もちろん今は安定していると思います。でも北側の4軒ですよ。床の下はどうなっているか分からないわけでしょう。一番隅っこの、うちの息子の住宅だったんですけれども、あそこも前までは、住宅の前がまだ陥没をすると、修理をされたと思いますよね。やっぱりそういうのが今現実にも起きているわけでしょう。それであの4軒の住宅の下はまだ分かっていないわけですよ。だからさっき議長が質問されたように、あそこと並行としてこのにぎやかタウンを、今、町長は多分半分ぐらいは解決されたんですよ、だからあそこをもう1回、さっき議長が言われたように、調査の予算でも組んで再度調査をして、この4軒も本当に大丈夫だよというような結果が出れば何も問題ないと思いますけど、全く雪山タウンは17年か18年かにあそこの土地を買われたわけでしょう。それから10年たって陥没が始まったわけですよ。また今度もこれが大隅線が、改良舗装工事が始まれば、それと同時に何年か後には必ずそういうことが起きる可能性もあると思います。だからそのときにさっきも言ったけど特別委員会の中で前町長に質問をしたら何と言われたと思いますか、町長も覚えていらっしゃると思いますけど。何でそこを買ったのか。議員が予算を通してくれたあや。議員にも責任がありますよ。それは当たり前ですよ。予算を通して、執行したのは町ですけど、予算を通したの議会ですから。だからもし万が一そういう事態が起きた場合、我々にももちろん責任はあります。議会にも責任はあります。だからこれを十分調査して、するなとは言いません、大事な道路だからつくってほしい。するなとは言わないけど、そこら辺をちゃんと調査をしてから進めたほうがいいんじゃないかと思います。だからこの附帯決議には賛成いたします。

議 長（田之畑）

ほかにありませんか。

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

私も今頂いた答弁で、この附帯決議（案）に賛成をしたいと思います。

防災施設新築工事と防災施設外構工事について、答弁のほうで可能な限り行うと言われておりました。構造上という答弁は納得ができます。しかし、予算上という答弁に対しては納得することができませんでした。なぜならば、予算がないから誰かが不自由を強いるということだと受け止めたからです。可能な限りではなく、やはり全ての人に優しいユニバーサルデザイン化を目指した施設というのが今求められております。豪華な施設整備を願っているわけではありません。快適にそして安全に利便性も高い施設整備のほうを望んでおりますので、予算上という答弁には納得できませんので賛成の立場で意見させていただきます。

議 長（田之畑）

これで討論を終わります。

これから発議第6号 議案第19号「令和4年度東串良町一般会計予算」に対する附帯決議（案）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、発議第6号 議案第19号「令和4年度東串良町一般会計予算」に対する附帯決議（案）は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました発議第6号 議案第19号「令和4年度東串良町一般会計予算」に対する附帯決議（案）について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を

## 会 議 の 経 過

議長に委任することに決定しました。

時間外ですが、このまま進めてもよろしいですね。はい。

~~~~~

### ◆ 日程第18 議案第20号 令和4年度東串良町国民健康保険特別会計予算

議 長（田之畑）

日程第18 議案第20号 令和4年度東串良町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第20号 令和4年度東串良町国民健康保険特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第19 議案第21号 令和4年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算

議 長（田之畑）

日程第19 議案第21号 令和4年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別

## 会 議 の 経 過

会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第21号 令和4年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第20 議案第22号 令和4年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算

議 長 (田之畑)

日程第20 議案第22号 令和4年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)



## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第２２号 令和４年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第２１ 議案第２３号 令和４年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算

議 長（田之畑）

日程第２１ 議案第２３号 令和４年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る７日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第２３号 令和４年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第２２ 議案第２４号 令和４年度東串良町水道事業会計予算

議 長（田之畑）

日程第２２ 議案第２４号 令和４年度東串良町水道事業会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る７日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第２４号 令和４年度東串良町水道事業会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第２３ 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議 長（田之畑）

日程第２３ 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第７５条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~  
◆ 日程第２４ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議 長（田之畑）

日程第２４ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

委員長から会議規則第７５条の規定により、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。  
ここで暫時休憩いたします。

## 会 議 の 経 過

休 憩 午後0時44分

再 開 午後0時49分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第1回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会 午後0時50分